

本日の会議に付した事件

令和3年第1回山元町議会定例会(第5日目)

令和3年3月18日(木)午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 提出議案の説明
- 日程第 3 議案第 3号 山元町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 4号 山元町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 5号 山元町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 6号 山元町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 7号 山元町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 8号 山元町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画について
- 日程第 9 議案第 9号 山元町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第10号 山元町東日本大震災遺構条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第11号 岩沼市外一市四町水道水質検査協議会規約の変更について
- 日程第12 議案第13号 令和2年度山元町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第13 議案第14号 令和2年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第14 議案第15号 令和2年度山元町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第16号 令和2年度山元町水道事業会計補正予算(第4号)
- 日程第16 議案第17号 令和2年度山元町下水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第17 議案第25号 一般国道6号と町道(仮称)新浜諏訪原線との交差接続工事に関する令和2年度契約について
- 日程第18 議案第26号 令和2年度山元町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第19 議案第27号 損害賠償額の決定について
- 日程第20 同意第 1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第21 議案第18号 令和3年度山元町一般会計予算(委員長報告)
- 日程第22 議案第19号 令和3年度山元町国民健康保険事業特別会計予算(委員長報告)
- 日程第23 議案第20号 令和3年度山元町後期高齢者医療特別会計予算(委員長報告)
- 日程第24 議案第21号 令和3年度山元町介護保険事業特別会計予算(委員長報告)
- 日程第25 議案第22号 令和3年度亘理地域介護認定審査会特別会計予算(委員長報告)
- 日程第26 議案第23号 令和3年度山元町水道事業会計予算(委員長報告)
- 日程第27 議案第24号 令和3年度山元町下水道事業会計予算(委員長報告)
- 日程第28 閉会中の継続調査申し出について

午前10時00分 開 議

議 長(岩佐哲也君)ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

[議事日程は別添のとおり]

議長（岩佐哲也君） 日程第1． 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定によって、6番高橋眞理子君、7番竹内和彦君を指名します。

議長（岩佐哲也君） これから議長諸報告を行います。

議長諸報告は、お手元に配布のとおりでありますので、ご覧願います。
議長諸報告を終わります。

議長（岩佐哲也君） 日程第2． 提出議案の説明を求めます。

この際、今定例会に追加で提出された議案等4件を、山元町議会先例66番により一括議題とします。

町長（齋藤俊夫君） はい、議長。令和3年第1回山元町議会定例会に提出いたしました追加議案等の概要についてご説明申し上げます。

初めに、予算外の議決議案についてであります。議案第25号については、一般国道6号と町道（仮称）新浜諏訪原線との交差接続工事に関する令和2年度契約を締結にするに当たり、議会の議決を求めるもの、議案第27号については、道路施設により生じた自動車事故について、損害賠償額を決定するため、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、補正予算関係議案についてであります。議案第26号令和2年度山元町一般会計補正予算（第7号）（案）について、今回の一般会計補正予算は、先月の地震に伴う道路や河川、各種施設等の災害復旧に関する経費をはじめ、被災した一般家屋の災害廃棄物処理に関する経費等を計上しております。

また、公共土木施設補助災害復旧事業等について、今年度内の事業完了が困難であることから、翌年度に繰越を行うため、繰越明許費を計上するものであります。

なお、ただいま申し上げました歳出予算に見合う財源としては、国・県支出金や地方債を増額するとともに、最終的な財源調整として財政調整基金の取崩しを増額措置した結果、今回の補正額は約4億4,000万円を増額するものであります。

最後に、同意第1号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、現委員の任期満了に伴い、引き続き同氏を任命するに当たり、議会の同意を求めるものであります。

以上、提出しております追加議案等の概要についてご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（岩佐哲也君） 以上で追加提出議案の説明を終わります。

議長（岩佐哲也君） ここでカメラ移動のため、暫時休憩いたします。

午前10時05分 休憩

午前10時07分 再開

議長（岩佐哲也君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（岩佐哲也君） 日程第3．議案第3号を議題とします。

本案について説明を求めます。

税務課長（佐藤繁樹君） はい、議長。議案第3号山元町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

資料 No. 2、条例議案の概要をご覧ください。

提案理由でございますが、地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の改正をするため提案するものであります。

初めに、今回の改正ですが、令和3年1月1日施行の個人所得課税について、給与所得控除や公的年金等控除が10万円引き下げられ、基礎控除を10万円引き上げるなどの見直しが行われたことに伴い、当該所得金額が10万円増額となっております。このことから、国民健康保険税の負担水準に関し、意図せざる影響や不利益が生じないようにするため、給与所得者等が2人以上いる世帯は、当該見直し後において国民健康保険税の軽減措置に該当しにくくなることから、その影響を防ぐための改正となります。

改正内容でございますが、国民健康保険税の減額の対象となる所得基準について、軽減判定所得の算定において基礎控除相当分の基準額を43万円に引き上げるとともに、扶養者のうち一定の給与所得者、55万円を超えるものと、一定の公的年金等の支給を受けるもの、65歳未満の方の場合ですと60万円、65歳以上の方ですと110万円を超えるものの数の合計から1を減じた数に10万円を乗じて得た額を加えるものとなります。

それでは、7割軽減基準額の欄をご覧ください。

改正前では、基準額が基礎控除相当分である33万円となっておりますが、改正後の基準額は基礎控除額が10万円引き上げられたことから43万円になり、これに給与所得等が10万円増となっているため、10万円に給与所得者等の数から1を減じた数を乗じて得た数を加えた額となります。その他の軽減も同様となります。

先ほども申し上げましたが、個人課税、個人所得課税について、給与所得控除や公的年金等控除から基礎控除へ10万円を振替えるなどの見直しが行われ、給与所得等が10万円増となっているため、基礎控除相当分の基準額分で増となった分を差し引き給与所得者等の数に10万円を乗じた額を加えて金額を合わせ、不利益が生じることを防ぐものになります。

1月末現在で、医療分で7割軽減対象者が592世帯、あと5割軽減対象者が379世帯、2割軽減対象世帯が289世帯ありますが、給与所得者等においては、令和3年度もこれまでと差異なく適用されます。また、これ以外の所得者については、適用基準が大きくなるため、有利に働くものと考えられます。

施行期日等ですが、公布の日から施行しまして、令和3年1月1日から適用するもので、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税に適用するものとなります。

以上で議案第3号の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（岩佐哲也君） これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

8番（遠藤龍之君） はい、議長。今の説明でね、ちょっと雲をつかむようなというか、内容

がさっぱりわかんないんだけども、これを見てもちょっと理解が困難なんだけども、あの、結局どうなのっていうことなんだけども、結局軽減の中身が少しアップしたと。中身つつうか、ということだと思っただけでも、収入でこう具体的にこう示してもらおうと分かりやすいんだねや。例えば家族構成が何人でどうの場合、あの、従来だったらこのくらいだったのが、改正したことによってこのくらいになったというような、なるんだよということで、最終的にあなたが有利な内容だというふうに強調したけども、ということで理解ができるのかなと思っただけでも、正直言ってこの軽減判定所得云々って、この中身見てもね、ちょっと理解に苦しいところが、まあ、内容としてはね。内容としては、結果、有利になるということだけは明快だとは思っただけでも、どの程度の有利さなのかというのをね、ちょっと理解したいな、分かりたいなということで、分かりやすい説明、それも分かんないときには後でまた確認したいと思います。ただ、今のとこね、ちょっとこれだけだと漠然としているんで、もう少し分かりたいなと。分かってから判断したいなと思っただけでも、その辺の説明を確認をお願いします。

税務課長（佐藤繁樹君）はい、議長。今の質問ですけれども、例えば100万円の所得があった場合、給与収入があった方について、これまでですと65万円を控除した残りの35万円が所得になっていました。その65万円の控除額が今回55万円になってます。1月1日から。ですので、これまで65万円引かれて35万円だった所得が55万円引かれて45万円の所得になっています。ので、10万円所得が増えている。その関係で、今回のその軽減判定も10万円増やすことによって、帳尻を合わせるという仕組みになっています。

給与所得者と年金所得者はそのように数字を合わせるんですが、給与所得、年金所得以外の方には、その給与所得控除みたいな制度がなく、毎年同じような経費を引いた残りが所得になっていますので、今回この軽減判定の基準額が10万増えたことによって、それらの方についても多分に有利に働くだらうというふうに考えられます。以上です。（「はい、了解」の声あり）

議長（岩佐哲也君）そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）これで質疑を終わります。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第3号山元町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第3号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第4．議案第4号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（伊藤和重君）はい、議長。議案第4号山元町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

配布資料 No. 3、条例議案の概要をご覧ください。

提案理由でございます。医師確保を円滑に行うため、医師の待遇改善として、町医報酬の改定及び保育所嘱託医報酬を新たに設ける改正を行うため提案するものであります。

1、改正内容につきましては、（1）としまして、町医報酬に検診受診者割の報酬を加えるもの、内科医については、基本給月額2万3,100円に検診受診者割1人当たり288円を加算し、内科医以外については、基本給月額2万3,100円に検診受診者割1人当たり238円を加算するものであります。

（2）につきましては、校医報酬と同額の報酬で、保育所嘱託医を新設するもの、内科医については、基本給月額6万1,500円に児童割1人当たり288円を加算し、内科医以外については、基本給月額4万5,500円に児童割1人当たり238円を加算するものであります。

保育所嘱託医につきましては、町医に準じ報酬を支出しておりましたが、校医に準じ保育所嘱託医を規定するものです。

2、施行期日等につきましては、令和3年4月1日から施行するものです。

以上、議案第4号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第4号山元町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第4号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第5．議案第5号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（伊藤和重君）はい、議長。議案第5号山元町指定地域密着型サービス事業の人

員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。

配布資料 No. 4、条例議案の概要をご覧ください。

提案理由でございます。指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

1、改正内容につきましては、2枚目別紙A3の資料をお開き願います。

町が指定する事業所の運営基準等の一部改正になりますが、対象の4つの条例を一つにまとめて改正しております。

初めに、表についてご説明いたします。一番左が条として第1条から第4条までを記載しております。その右の欄から条例名、対象として町が指定する事業所の内容、改正内容として付番した主な概要、改正内容詳細として、付番した概要の説明内容を記載しております。

まず、第1条でございます。山元町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例については、町内の要介護1から5の方に対するサービス提供事業者が対象になります。

第2条、山元町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例については、対象が町内の要支援1・2の方に対するサービス提供事業者になります。

こちら、第1条、第2条の改正内容は、共通となります。

改正内容については、③のハラスメント対策の強化、⑨チェイス・ビジットの集約とPDCAサイクルの推進になります。

改正内容詳細の欄の③をご覧ください。法律等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえた適切な対策を求めるものです。

⑨については、国の運用するチェイス・ビジットというデータベースを活用し、計画の作成や事業所単位でのPDCAサイクルの推奨、ケアの質の向上を推奨するものです。評価データの入力やそれらの活用により、科学的に裏づけられた介護の実現を図ります。

次に、下の段です。第3条、山元町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例については、町内の要支援1・2の方に対するケアプラン作成事業者が対象になります。

その下、第4条でございます。山元町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例については、対象が町内の要介護1から5の方に対するケアプラン作成事業者になります。

第3条、第4条の共通の改正については、改正内容左の欄の①から⑨になります。

①といたしまして、感染症対策の強化については、感染症の発生及び蔓延等に関する事業所内での委員会の開催、指針の整備、研修、訓練等の実施取組を義務づけるものです。

②につきましては、業務継続に向けた取り組みの強化については、感染症や災害

が発生した場合であっても、介護サービスを継続的に提供できる体制整備のため、業務継続に向けた計画等の策定、研修、訓練の実施等を義務づけるものです。

③ハラスメント対策の強化については、第1条、第2条でご説明させていただいた内容と同様になりますので、説明を省略させていただきます。

④介護の多職種連携におけるICTの活用については、医療・介護の関係者のみで実施する会議について、テレビ電話等の活用実施を認めるものであり、利用者等が参加して実施するものについても、利用者等の同意を得た上でテレビ電話等の実施を認めるものです。

⑤利用者への説明・同意等に係る見直しについては、ケアプランや重要事項説明書等に係る利用者等への説明・同意等のうち、書面のものについて電磁的記録による対応を原則認めるものです。

⑥記録の保存等に係る見直しについては、事業者における諸記録の保存、交付等について、原則として電磁的な対応を認め、その範囲、保存文書や保存年限になりますが、こちらを明確化するものです。

⑦運営規程等の提示に係る見直しについては、運営規程等の重要事項について、閲覧可能な形、ファイル等で備え置くことで事業所での掲示に代えることを可能とするものです。

⑧高齢者虐待防止の推進については、虐待の発生またはその再発を防止するため担当者を置き、事業所内での委員会の開催、指針の整備、研修を適切に実施することを義務づけるものです。

⑨チェイス・ビジットの情報の収集、活用とPDCAサイクルの推進は、先ほど説明した内容と同様になりますので省略させていただきます。

以上が第3条、第4条の共通事項の改正になりますが、第4条につきましては、⑩から⑫の改正があります。右の欄に記載しております。

⑩質の高いケアマネジメントの推進については、利用者に対し、ケアプランにおける各介護サービスの割合や提供回数のうち、同一事業所によるものの割合を説明し、理解を得るものとするものです。こちらは、同一法人での囲い込みの防止対策となります。

⑪生活援助の訪問回数の多い利用者等への対応については、支給限度基準額の利用割合が高く、かつ訪問介護が利用サービスの大部分を占める等のケアプラン作成事業所を抽出するといった仕組みを導入するものです。これは、不必要な生活援助を限度額まで使用する事業者を抽出することになります。なお、サービスが基準を超えた場合は、町に届出を行う必要があります。

⑫管理者要件変更に伴う改正については、事業所に管理者として主任介護支援専門員を置かなければなりません。不測の事態、死亡、長期療養、急な退職等により主任介護支援専門員が管理者となれない場合、保健者への届出により要件適用を猶予するものです。なお、主任介護支援専門員につきましては、経験年数や研修受講の条件があります。

右端の欄になります。施行期日につきましては、令和3年4月1日から施行するものです。

以上、議案第5号の説明を終わります。よろしくご説明申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第5号山元町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例を採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第5号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第6. 議案第6号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（伊藤和重君）はい、議長。議案第6号山元町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

配布資料 No. 5、条例議案の概要をご覧ください。

提案理由でございます。新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

1、改正内容につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染した国民健康保険の被保険者等に係る傷病手当の支給に規定する新型コロナウイルス感染症の定義について改正するものです。

詳細の内容につきましては、新旧対照表の2ページをお開きください。

中段部分になりますが、左が新、右が旧となります。これまでは「新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定する新型コロナウイルス」と定義されていたものが、「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう）」に改正するもので、国の法改正に伴う内容になります。

条例議案の概要にお戻りください。

2の施行期日等につきましては、交付の日とし、法律の改正となった令和3年2月13日から適用するものでございます。

以上、議案第6号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君） 質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君） これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君） 討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君） これから議案第6号山元町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君） 異議なしと認めます。

議案第6号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君） 続きまして、日程第7. 議案第7号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（伊藤和重君） はい、議長。議案第7号山元町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

配布資料 No. 6、条例議案の概要をご覧ください。

提案理由でございます。地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

1、主な改正内容につきましては、保険料に係る延滞金及び督促手数料について、町税条例を引用するよう改正するものであります。延滞金については、町税と同様の率となることから、税制上の改正があった場合それを引用するものでございます。

2、施行期日につきましては、施行期日を交付の日とし、令和3年1月1日から適用するものです。

以上、議案第7号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議長（岩佐哲也君） これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

11番（菊地康彦君） はい、議長。概要書の中で、の説明あったわけですが、この括弧のものです、ものは分かるんですが、改正後のこの延滞、督促手数料だったり遅延金、これがどういうふうになるのかですね、具体的に。ちょっと条例を見たんですが、なかなか見つけられなかったもので、具体的な説明をお願いします。

保健福祉課長（伊藤和重君） はい、議長。改正後につきましては、率については変わりはございませんで、この内容的なところでいきますと、今回は文言の改正ということで、特別基準割合という表記があったんですけれども、こちらが延滞金特別基準割合ということの改正になるということのみの改正になります。以上でございます。

11番（菊地康彦君） はい、議長。それでは、その手数料等は変更なしで、文言だけの改正ということですね。はい、分かりました。

議長（岩佐哲也君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）これで質疑を終わります。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第7号山元町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第7号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第8．議案第8号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（伊藤和重君）はい、議長。議案第8号山元町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画についてご説明いたします。

配布資料 No. 7、条例議案の概要をご覧ください。

提案理由でございます。介護保険サービス等の充実と介護保険事業の安定運営を図ることを目的として策定する山元町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画について、山元町議会基本条例の規定により議会の議決を要するため提案するものであります。

1、基本理念につきましては、誰もが地域で安心して生き生きと暮らせるまちづくりを基本理念とし、次の5つの基本目標として、地域住民がともに安心できる社会の実現を目指すものとするものであります。

基本目標につきましては、（1）高齢者の保健事業と介護予防の一体的な推進、（2）生きがいと自立生活に向けた高齢者支援の推進、（3）地域包括ケアシステムの進化・推進、（4）認知症推進大綱に沿った施策の推進、（5）介護保険サービスの安定供給の推進、以上5項目といたします。

2、計画策定における各項目の推計等について、4項目実施しております。

（1）高齢者被保険者の現状と推計、（2）要介護等認定者の現状と推計、（3）介護保険サービスの推計、（4）介護保険給付費の推計、これらの内容に基づき、65歳以上第1号被保険者の介護保険料を設定しております。

（3）計画期間につきましては、令和3年度から令和5年度までの3年間とし、令和7年、2025年、団塊の世代が75歳を迎える年の将来像を見据えた計画としております。

4、介護保険料の設定（基準額）につきましては、第8期案として、令和3年度から令和5年度までの保険料基準額を年額6万6,000円、月額では5,500円とし、今年度までの第7期から据え置くものであります。

議案の概要には、本計画の概要版を添付させていただいております。こちらの詳

細の内容の説明については省略させていただきますが、計画策定における各項目の推計等につきましては、6ページ以降に記載しております。

6ページをお開き願います。

6ページは、高齢者被保険者認定者数の推計、7ページは第8期の給付費の見込みを記載しております。給付費の見込みについて、第7期の反省を踏まえ、第8期は町の実績値を用いて見込んでおります。

続きまして、8ページでございます。8ページは、65歳以上第1号被保険者の介護保険料になります。介護保険料については、第1段階から第9段階までとなっております。中段の第5段階が先ほど説明しました年額6万6,000円、月5,500円の保険料となります。第5段階を境に、第1段階から第3段階までの低所得者区分と第4段階が基準額に割合を乗じて軽減される金額として右の欄に記載しております。第6段階以上は一定の収入がある方で、一定以上の割合を乗じ、同様に右の欄に記載しております。

以上、議案第7号の説明を終わります。よろしく願い申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。ありませんか。質疑なし……（「はい、議長。8番」の声あり）

8番（遠藤龍之君）はい、議長。今回のこの改定には、大きく変更する内容のものがありますが、この辺についての影響、まあ、介護医療院が新たに加わったと。この介護保険事業会計の中に。そして、そのことによって、事業費が今の説明の中でも22年、2年目、1億5,000万近い増額となっているわけですが、この辺の見方、受け止めについて、これはいいとか悪いとかっていうことの中ではなくて、他の事業、自治体の中でのどこでもこういう対応をしているということでないと思うんですね。その辺の、これ被保険者の負担にどう関わってくるのかということについても関係してくる事業だと、という私の理解ですが、その辺の影響というのはどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

保健福祉課長（伊藤和重君）はい、議長。議員おっしゃる内容で、22年、令和4年度から新たに介護医療院が設置されるということになりまして、現在令和3年、21年度でいけば、既存の施設に介護医療院として3名の方が入所しているような形になるんですけども、あの新たな施設設置ということで、3名プラス24名、今現在入院している方が介護サービスを使うような形になるということで、その施設の部分については増えていく影響があります。その部分が増えれば、介護給付費のほうも増えていくような状況にありますので、今後ですね、入所施設が増えるということで、地域の方々が入りやすいところは出てくるんですけども、そういったところは増えてくるということになります。ほかの市町村が増えるか増えないかということにつきましては、対象者があれば、そういった介護医療院に入る方が増えてくるという形になります。以上でございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。この介護医療院の場合の、何つうかな、財政のこの負担割、負担つうのかや。医療と介護という中身だと思っただけでも、という理解なんだけども、医療については国保、そういった保険で医療保険での対応になんのかね。全て医療も、この場合は、医療の面についてもその介護の中で対応することに、制度

上ね。どういう、その辺の仕組みについて確認します。

保健福祉課長（伊藤和重君）はい、議長。介護医療院につきましては、介護医療ってついでいるんですけど、名前がついているんですけども、これは介護保険の制度の中での保険給付費から支払われるような形になります。対象者が要介護1から5という方々が対象になっておまして、施設の特徴としては、前にもご説明しましたが、医療的ケアも対応できるというような内容で、あと介護サービスも行うというような内容になりますが、基本的には保険給付費、国、県、町というところの負担での給付費の中から支払うような形に、お支払いを行うような形になります。以上でございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。これまでもその件について確認した、つもってあるんですが、まだ私の理解が不足での確認なんだけども、それはこれまではどうだったのか。他の、その中期何とか病養療床だかっていう施設での対応であったかと思われるんですが、その際も、あと他施設というのはこの3人、これまでの3人はね、他施設で面倒見てもらったということなんだけども、それはそもそも介護保険の中から対応、これまでもそういうことだったのかどうかね。例えば、中期療養病床があって、同じね、とこで見てももらった場合は、それについてもこの山元町の人は山元町の介護保険の中から対応していたのかどうか、その辺。

保健福祉課長（伊藤和重君）はい、議長。これまでの3名ということなんですけども、こちら、療養病床という形で介護保険のほうから支出していた内容になりますけれども、今回、令和4年度からの部分については、病院が、入院患者が高齢者で慢性的な疾患があるということで、介護のサービスが必要になるということの内容で、病院が介護施設に変わるということでの24名ほどの増になるということ、病床自体は60床ありますが、その中でも各市町村の入院患者がいるということで、本町だけにかかわらず、ほかの町でもそういったところの方々の保険給付を行うような形になります。以上でございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。そうすつとこの、これまで病院で対応していた人たちが、それは医療保険で対応していた人たちが、今度は介護で対応するということになるんですよね。ということになつと、これは制度上どうなんでしょうかね。その分、全くの介護保険、山元町の介護保険制度の中でね、対応しなくちゃならないもんなのか、あるいはそのことについては、何らかの助成制度というかね、国のね、割合が少しこう、そういうことで対応する地域というかな、保険者は、その分何らかの補償というのがあるのかどうか。その分負担が増えるわけですよ、正直ね。その分についてのこの助成というのはあるんでしょうか。

保健福祉課長（伊藤和重君）はい、議長。保険料が上がる、給付費が上がるための、上がることによる補償ということにつきましては、国と県で給付に対して負担金等出てくるところが若干増えるという形と、町の負担も増えるということになりますので、そちらは保険者のほうの保険料も影響はあるとは思いますが、そういったところの中で相殺されるような形になります。実際、特別山元町だけがという形にはならないような形にはなります。以上でございます。ちょっと説明の。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。特別って、その施設あれば当然ほかと、それはないとことはちょっと今の説明ちょっとおかしいと思いますよ。あの、これ、この制度を否定

しているわけでないです。非常にいいこと、身近でね、対応できると、していただけるといようなことで、これは非常にすごくこの評価する制度なんです、そのことによってね、この被保険者、今、町、県でのね、負担が重くなる、多くなるという、そこだけにとどまるのであれば、これは非常に大歓迎するこの制度の取組というふうに見られるんですが、そのことによって、この被保険者、とりわけ65歳以上のね、方々の負担に、が加わるものであれば、少し考える必要があるのかなという意味でね。それは今後、もう一つあるその引上げ、引上げというか、保険料のことにもつながってくるんですが、その辺のこの制度を取り入れることによって、被保険者の負担というかね、影響が全くないと言えるかどうか。なければいいんです。その辺ちょっと確認します。

保健福祉課長（伊藤和重君）はい、議長。現段階の、来期の第8期においては、令和4年度から給付費が伸びていくような形になりまして、現在見込んでいる中身では24名、若干それを上回るのが次の令和5年度の最終年度というところになりますけれども、高齢者のほうの方、高齢者の方がそういった施設に入所する方が多くなれば、それは保険料のほうにも影響があるということでは考え、見てはおります。ですので、そういったのを予防するためにですね、各種事業等を行って予防できればと考えております。現段階では、その令和7年度、どのような形での入所者になるかというところは、詳しい内容では……。ないと見込んでおり、はい。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。いや、そういうこと聞いてるんじゃないくて、単純に聞くとね、このことによって被保険者のね、負担する割合というのが、多く負担額が大きくなんのかどうかということの確認です。この制度を取り入れる場合。制度割合、負担割合決まっていますよね。ね。そうすると、全体が大きくなれば当然割合ですから、負担も多くなるというシステムになってるんです。というふうに考えたときに、この部分が多くなると、負担のね、被保険者の負担の割合も多くなるんじゃないのということでの確認です。

保健福祉課長（伊藤和重君）はい、議長。議員おっしゃるとおり、国、県、町、あと第1号被保険者、第2号被保険者という円のようなものがありまして、給付費が上がればそれが大きくなるという形になりますので、入所者が増えればその円は大きくなるということで、負担は生じるということになります。以上でございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。今回この制度を取り入れる際にね、そういったことも検討なされたのかどうか、確認します。

保健福祉課長（伊藤和重君）はい、議長。介護医療院につきましては、こちら施設のほう、病院のほうですね、県指定で受けることになりますので、実際検討という部分では、計画の中で給付費がどう推移するかというところの検討は行っております。以上でございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。ちょっと理解が不足ですが、これ以上は。と併せまして、これはこれまでの議論の中でね、確認してきたわけですが、この今の話にもつながってくるんだけど、できるだけですね、今の人たちの負担を軽くする。将来のことを考えることもいいんですが、考え方なんだけど、今の人々が何で将来のことまでね、面倒見なくてねえのというふうに考えたときにね、そういう考え方って、こういう制度の場合、適しているのかどうかという単純な疑問はあります。

という中で、できるだけ今ある財源をね、有効に使って、今ある人たちの負担を少なくするという考えであるわけなんです。この前も確認しましたが、何でこの1億5,000万もですね、3年間の中で残さなくちゃいか。いう素朴な疑問、この件がなかなか解けません。そして、この1億5,800万というのがね、出してくださる結果、出してくといつかね、令和3年度は2億3,000万ある基金の中の2,000万使って、4年度は2,200万使って、5年度は3,000万使って計、そしてその残りが一応現在ある2億3,000万の中から差引いて、3年後、令和5年度で1億5,800万を残しとくという、基金としてね。このことがよく私理解できないんですよ。そして、この明確にこの数字で、このようにプラスアルファが必ず出てくる。これまでのね、決算等々の歴史を見ると、前年度はね、前期はね、毎年年間14、5億くらいのあれかな、なのかな、の中で多くの剰余金を残して、その結果、この基金がこのくらいの値段でねえ、数値になってる。2億であったり、あるいは1億を超える決算剰余、その中の半分を基金にため込むことによって、2億3,000万ため込まれたという経緯なんです。

そのときにそのくらいのね、基金が必要なのかということで、今回そういうことで一応取り崩したと。でも、取り崩した内容がね、中身が俺もっと厚くていいのではないかということから確認してるんですが、そしてこの件については検討してくれと言ったはずなんです。全く同じような中身で提起されてきているということからの確認。1つはね。まず疑問だけを確認しますとね、この予定からいくと、令和3年度、4年度、5年度の決算剰余がないということでもいいんですか。

保健福祉課長（伊藤和重君）はい、議長。第8期の決算剰余金ということになりますと、今の状況でいきますと、まだ見込みは分かりませんが出てくるのではないかとということが考えられます。また、それに伴って取崩しの、基金取崩しも出てくるのではないかと見込まれます。以上でございます。（「ちょっとよく分かんね。聞こえねんだけど。ごによごよって」の声あり）

保健福祉課長（伊藤和重君）はい、議長。決算剰余金につきましては、令和3年から5年度までについては出てくるのではないかと見込まれます。以上でございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。それがどのくらいなのか。どのくらいまではね、まさにけっども、少なくとも1億5,800万、3年後ですね。これ以上であることははっきりしてますよね。

保健福祉課長（伊藤和重君）はい、議長。今のところ、計画値に基づいた数字で決算されるということでの見込みでしかないんで、どのくらいという形ではちょっと見込みは立てておりません。以上でございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。そうした場合、これ、一応資料だったらね、もっと正確な形でこう表現してほしいなということを求めておきます。このことによって大きく判断する大きな材料になるわけですから、このくらいだもん。私が勝手に推測すれば、これは結果また2億もとに戻るくらいのね、基金高になるんでないかというふうな勝手な想像かな、憶測をするならば、やっぱりもっともっとやっぱり下げるべきだというふうな結論に至るわけだけでも、その辺の対応といいますかね、また、今回はもっともっとやっぱり検討をね、していただきたいかったと。被保険者の立場に立ってですね。これ、はっきりして、多分この管理してた中でも確認してはいますが、

被保険者の方々のものですよね。であるならば、もっとやっぱり被保険者の方々の声も聞きながらですね、対応すべきだというふうに思ってるわけですが、そしてさらに言いますと、この被保険者の方々というのは、ほとんどね、ほとんどって年金生活をしている方々とかね、た方々が多いと思われるんです。そうすると、その中で1,000円、2,000円というのはね、結構何というかな、ありがたい、その人たちにとっては額なんです。皆さんにとってはどうか分かりませんが。ということ考えたときに、この辺はもう少し慎重にですね、検討し、結論を出してほしかったなど。

我々に相談する、これについてもです。我々に相談する期間が本当に少なかったと。我々もその声を反映するいとまがなかったと。いとまと言いますかね、時間、場面がね。やっぱりその辺についてのやっぱり反省といいますかね、やっぱ受け止め、課長で実務方としてね、どうだったのか。私の経験ではね、もうこれについては、毎回、毎回って毎季節ね。決まってる事業なんですね。して、これはもう、この間下がったつうことはなかったんでねえかな。大体もう上がってきている。これは全国的な動きだから、おらほで山元町だけね、どうのこうのっていうふうにはならないと思うんですが、しかし、少しでもその負担割合をね、引上げ額というかな、いうのを抑える工夫、検討っていうのは必要なのかなって。そのためには、お互いやり合いといいますかね、んで。相談し合いながらというかな、でやれば、またこの今回のもう少しこう頑張れたのではないかというふうなことが見受けられるという大きなこの疑問があるわけですが、何だかんだ言ってもこれ以上のね、回答はままならない。残念ながら。今後ですね……（「遠藤議員、簡潔にお願いします」の声あり）

簡潔って重要な問題ですから、これ。本来ならばね。まだまだこの中身では、検討が可能なのということが言える内容であるということからね、強く今後の対応ですね。あるいは、その動きの中で、動きと言いますか、この3年間を待たずに、仮にそういう基金高がね、増えるようなことがあれば、その時点での対応も求めたいというふうに思いますが、この件についてはいかがですか。

保健福祉課長（伊藤和重君）はい、議長。この8期計画の中で料金変更というところの件なんだと思うんですけども、こちらの計画にとって会計上、もっていくということもございまして、今後介護保険法に基づきまして、給付金を使うにですね、軽減まで大きくできるように努めてまいりたいと考えております。来期につきましては5,500円で請求しているものが6,000円を超えてくるというような状況になりますので、そうすると今度サービスを受けている方たちもサービスを受けられないということがございます。そういったところはもう何回かシミュレーションしまして検討してございまして、ただどうしても説明する機会が遅くなってしまったというのは本当に申し訳ないと感じておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。深刻というかね、先を待てない人もいるという中での見直しをね、この基金を利活用できない人も生まれる。こういう表現がどうかっていいですかね、高齢者の世界ですから、亡くなる場合もあります。とかね、その人たちはもうこの運転をね、自分の金がね、利活用することができない。恩恵を受けるこ

とができない、この負担軽減のね。ということも考えられる制度なんです、これね。その辺も含めて対応を求めたいということで、終わります。

ですから、今の答えではね、もう3期までこの3年間ってかね、次までこう待てないというようなことですから、そういう冷たい対応ではなくて、現実を見て取り組んでいただきたいということを求めて終わります。

議長（岩佐哲也君）ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）これ質疑を終わります。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第8号山元町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第8号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）ここで暫時休憩とします。再開は11時10分、11時10分とします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

議長（岩佐哲也君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（岩佐哲也君）日程第9．議案第9号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（伊藤和重君）はい、議長。議案第9号山元町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

配布資料 No. 8、条例議案の概要をご覧ください。

提案理由でございます。山元町高齢者保健福祉計画・第8期介護保健事業計画が実施されること及び地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

1、主な改正内容につきましては、裏面をご覧ください。

（1）第2条関係、①につきましては、山元町高齢者保健福祉計画・第8期介護保健事業計画の実施によるものであります。右の欄の太枠になります。対象期間は令和3年度から令和5年度まで、介護保険料率を据置とし、中段の表②については、低所得者、これは第1段階から第3段階の方の軽減強化を継続する改正であります。

（2）第5条関係、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴うものになりま

す。第7段階から第9段階に該当する所得の基準について、太枠内の第8期については、所得控除の引下げに伴い対象となる段階に変化が生じ不利益にならないよう、表内の下線部の合計所得金額の引上げについて改正するものです。また、保険料に係る延滞金及び督促手数料について、町税条例を引用するよう改正するものであります。

表面にお戻りください。

2、施行期日につきましては、(1)第2条関係については、令和3年4月1日から施行、(2)第5条関係については公布の日とし、令和3年1月1日から適用するものであります。

以上、議案第9号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第9号山元町介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第9号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）日程第10、議案第10号を議題とします。

本案について説明を求めます。

生涯学習課長（佐山 学君）はい、議長。それでは、議案第10号山元町東日本大震災遺構条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

配布資料 No. 9、条例議案の概要をご覧ください。

提案理由でございますが、震災遺構中浜小学校における語り部ガイドを有料化することに伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

1の改正内容についてですが、開館後、ガイドの無料措置を講じてまいりましたが、ガイド方法の定着が図られてきていること、そして受益者負担の観点から、語り部ガイドを有料化するものであります。語り部ガイド料については、枠内に記載のとおり、1ガイド当たりの単価を5,000円とし、内容についてはガイド時間を90分以内、来館者数を20人以内とするものです。なお、ご提案しております語り部ガイドについてですが、教育旅行や企業研修等において、定点ガイドとは別に専属的にガイドを希望される方に対し、語り部の派遣元である山元語り部の会と

調整をしながら、オプションとしてサービス提供を行うものであります。したがって、大変好評を得ております遺構に勤務する会計年度任用職員による案内につきましては、現行どおり引き続き無料にて実施いたします。

2の施行期日につきましては、令和3年4月1日になります。

以上で議案第10号の説明を終わります。よろしく願い申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第10号山元町東日本大震災遺構条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第10号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）日程第11. 議案11号を議題とします。

本案について説明を求めます。

上下水道事業所長（大橋邦夫君）はい、議長。それでは、議案第11号岩沼市外一市四町水道水質検査協議会規約の変更についてご説明申し上げます。

資料No. 10、議案の概要をご覧ください。

提案理由でございますが、令和3年4月1日から岩沼市水道事業所及び岩沼市下水道事業所の組織を統合することに伴い、岩沼市外一市四町水道水質検査協議会の規約を変更することについて協議をするため、地方自治法の規定により提案するものであります。

次に、改正内容については、規約の第5条に規定している協議会の事務所を「岩沼市水道部内」から「岩沼市上下水道部内」に改めるものでございます。

施行期日は、令和3年4月1日となります。

最後に、その他としまして、今後の手続についてですが、地方公共団体の協議会規約を変更するときは、地方自治法の規定により関係地方公共団体との協議が必要となることから、3月末に当協議会を開催し、承認を受けて県知事への届出を予定しております。

提案理由で申し上げたとおり、協議においては地方自治法の規定により関係地方公共団体の議決が必要なことから、今回の議案提案となったものです。

以上で議案第11号の説明を終わります。よろしく願い申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第11号岩沼市外一市四町水道水質検査協議会規約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第11号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）日程第12. 議案第13号を議題とします。

本案について説明を求めます。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。それでは、議案第13号令和2年度山元町一般会計補正予算（第6号）についてご説明いたします。

まず、今回の補正の規模でございますが、歳入歳出それぞれ4億3,402万2,000円を増額し、総額を147億6,715万8,000円とするものでございます。

また、歳入歳出予算の補正と併せまして繰越明許費の設定及び地方債の補正も行っております。

それでは、歳出予算について主なものをご説明させていただきます。

議案書17ページをお開き願います。

まず、各款において計上しております各種国県補助金等の返還金でございますが、こちらにつきましては精算に係る経費でございますので説明を省略させていただきます。

また、各事業の実績を踏まえ一般財源を確保する観点からも可能な限り、決算見込額まで減額しておりますが、これらの説明につきましても省略させていただきます。

初めに、第2款総務費第1項総務管理費でございます。第3目財政管理費につきましてもは、1,004万9,000円を減額しております。こちらにつきましては、ふるさと納税寄附をいただいた方への返礼品等に要する経費になりますが、ふるさと納税寄附額が当初想定したよりも下回る見込みであることから減額するものでございます。

議案書18ページをお開き願います。

第6目企画費につきましては、140万2,000円を増額しております。この

うちコミュニティ助成事業助成金につきましては、浅生原区における地域コミュニティ創出活動備品の整備を図るものでございます。財源は諸収入でございます。

議案書は20ページをお開き願います。

第3款民生費第1項社会福祉費でございます。第1目社会福祉総務費の繰出金1,410万8,000円は、国民健康保険事業特別会計の決算見込みに基づき増額するもの、第2目老人福祉費の繰出金361万4,000円につきましては、後期高齢者医療特別会計の決算見込みに基づき減額するものでございます。

第3目老人福祉施設費でございますが、1,134万4,000円を減額しております。このうち105万8,000円の増額につきましては、知楽荘のボイラー給湯配管、自動ドア等の修繕に要する経費として計上しております。

議案書は23ページをお開き願います。

第4款衛生費第1項保健衛生費第2目予防費でございますが、1億388万2,000円を増額しております。こちらにつきましては、新型コロナウイルスのワクチン接種に係る事業費として、会計年度任用職員の報酬やコールセンター業務委託、ワクチン保管用のディープフリーザーの管理業務委託、予防接種業務委託等に要する経費を計上しております。

議案書は25ページをお開き願います。

第6款農林水産業費第1項農業費でございます。第1目農業委員会費につきましては、41万1,000円を増額しております。このうち報酬につきましては、活動実績に伴い増額するものでございます。財源は県支出金でございます。

次に、第3目農業振興費のうち経営転換協力金として766万8,000円を増額しております。こちらにつきましては、農地中間管理機構を通じて賃貸借契約を行った土地所有者に対し補助を行うものであり、契約実績の増加によるものでございます。財源は県支出金でございます。

次に、第9目農地復興推進費でございますが、議案書は26ページをご覧ください。負担金といたしまして、農山漁村地域復興基盤総合整備事業等負担金を7,792万円増額しております。こちらにつきましては、県が事業主体である沿岸部の農地整備事業において必要となる経費を負担するものでございます。財源は震災復興特別交付税でございます。

次に、農村地域復興再生基盤総合整備事業負担金を639万3,000円増額しております。こちらにつきましては、水管理システム導入に関して電気料の軽減を図るため、太陽光発電システムを導入するためのものでございます。財源は震災復興特別交付税でございます。

議案書は27ページをお開き願います。

第7款商工費第1項商工費でございます。第2目商工振興費につきましては、474万4,000円を減額しております。補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により当初計画していた一部の事業が中止されたこと等により、対象の補助金を減額するものでございます。

次に、第3目観光費につきましては、127万4,000円を減額しておりますが、こちらにつきましても新型コロナウイルス感染症の影響により、ひまわり祭りの開催を見送り、ひまわり畑の開放としたことから減額するものでございます。

議案書は29ページをお開き願います。

第8款土木費第4項住宅費でございます。第1目住宅管理費につきましては、1,146万8,000円を計上しておりますが、このうち町営住宅基金予算積立金については、復興交付金事業の第28回申請により認められた交付金を町営住宅基金に積み立てるものでございます。財源は震災復興交付金及び震災復興特別交付税でございます。

議案書は33ページをお開き願います。

第10款教育費第6項保健体育費でございます。第1目保健体育総務費につきまして、山元町スポーツ少年団助成金として30万円増額しております。こちらにつきましては、株式会社オオツボスポーツ様から本町スポーツ少年団の活性化に対する指定寄附を受けたことから、スポーツ少年団への助成金として計上しているものでございます。

以上が歳出予算の主な内容でございます。

次に、歳入予算につきまして、主なものをご説明いたします。

議案書は10ページをお開き願います。

まず、第11款地方交付税でございます。こちらにつきましては、震災復興特別交付税を1,803万1,000円計上しております。こちらは、震災復興交付金事業等の増額に伴うものでございます。

次に、第13款分担金及び負担金、第14款使用料及び手数料でございます。こちらにつきましては、説明欄記載の各事業の実績精算等になっております。

次に、第15款国庫支出金でございます。こちらにつきましても説明欄記載の各事業の実績精算等となっておりますが、議案書のほうは11ページをご覧くださいと思います。

第1項国庫負担金第2目衛生費国庫負担金につきましては、3,846万4,000円計上しております。こちらにつきましては、新型コロナウイルスワクチン接種の対策費として負担金を受け入れるものでございます。

次に、第2項国庫補助金第1目総務費国庫補助金のうち1億1,288万9,000円につきましては、コロナ感染症への経済対策等を図るための新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を受け入れるものでございます。

次に、第3目衛生費国庫補助金のうち3,058万4,000円につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種の体制確保に要する事業費として補助金を受け入れるものでございます。

議案書12ページをお開き願います。

第16款県支出金につきましては、次のページまで続いておりますが、こちらにつきましては、説明欄記載の各事業に係る実績精算等となっております。

次に、13ページ、第17款財産収入でございます。第2項財産売払い収入第1目不動産売払い収入について、つばめの杜地区及び町地区の新市街地土地売払い収入として1,861万8,000円を増額しております。

議案書14ページをお開き願います。

第18款寄附金でございます。こちらにつきましては、3,657万6,000円を減額しておりますが、このうちふるさと納税寄附金につきましては、当初想定

よりも下回る見込みであることから減額するものでございます。その他の寄附金につきましては、説明欄に記載のとおり受け入れるものでございます。

次に、第19款繰入金でございます。第2項基金繰入金につきましては、まず財政調整基金でございます。こちらにつきましては、最終的な財源調整の結果、1億4,943万4,000円取崩しを減額しているものでございます。ふるさと振興基金につきましては、事業費確定に伴いまして取崩しを減額しているものでございます。その下の震災復興交付金基金につきましては、6億799万5,000円を増額しております。各復興交付金事業の精算による復興交付金の返還等に伴うものでございます。さらにその下にあります震災復興基金につきましては、決算見込額の確定に伴い423万1,000円取崩しを減額するものでございます。

次に、第21款諸収入第5項雑入でございます。第1目雑入については658万9,000円を減額しております。このうちコミュニティ助成事業助成金140万円の増額につきましては、歳出でもご説明いたしました浅生原区における備品の整備に関するもの、次に、宮城県市町村振興協会交付金239万2,000円の増額につきましては、市町村振興宝くじによる交付金でございます。

第3目遺構遅滞損害金につきましては183万8,000円を増額しておりますが、埋蔵文化財収蔵庫建設に伴う損害金でございます。

議案書15ページをご覧ください。

第22款町債につきましては、地方債の補正でご説明いたしますので省略させていただきます。

以上が今回の歳入予算の主な内容でございます。

続きまして、繰越明許費についてご説明いたします。

議案書は4ページをお開き願います。

記載のとおり、令和3年度に繰り越す事業を計上してございます。全て合わせますと27事業、29億円余となっております。昨年度と比較いたしますと、事業数では同数ですが、金額にして5億7,000万円ほどの増となっております。

それでは、1億円を超える主な事業についてご説明いたします。

まず第2款総務費第1項総務管理費のうち、役場構内整備事業についてですが、1億7,660万円余を繰り越す予定であります。こちらにつきましては、駐車場の供用を確保するため施工エリアを分割して施工したことや、側溝等の部材作製に不測の日数を要したことから繰り越すものでございます。

次に、第4款衛生費第1項保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業についてですが、1億1,284万円余を繰り越す予定であります。こちらにつきましては、ワクチンの供給が順次行われる見通しであるものの、令和3年度に接種開始が見込まれることから繰り越すものでございます。

次に、第6款農林水産業費第3項水産業費のうち、東波除堤改良事業についてですが、1億5,924万円余を繰り越す予定であります。こちらにつきましては、東波除堤を延伸したところ、航路内に向かって航行に支障となる波が発生することが判明し、その対策として消波ブロックの製作据付を実施することになり、年度内に事業を完了することが困難となったため繰越しを行うものでございます。

次に、第8款土木費第2項道路橋梁費のうち、社会資本整備総合交付金事業につ

いてですが16億1,415万円余を繰り越す予定であります。こちらにつきましては、関係者との協議に不測の日数を要したことによるものでございます。

次に、同じく第2項道路橋梁費のうち、道路整備・交通安全施設等整備事業についてですが、2億2,300万円余を繰り越す予定であります。こちらにつきましても、関係者との協議に不測の日数を要したことによるものでございます。

最後に、議案書6ページをお開き願います。地方債の補正でございます。

まず、減収補填債について限度額を1,050万円として追加しております。こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により地方消費税交付金や市町村たばこ税など見込収入額を下回る見込みであることから、この減収を補填するために発行するものでございます。

議案書は7ページをお開き願います。

地方債の変更でございますが、変更の内容といたしましては、過疎対策事業については、過疎対策事業の事業費減額に伴い地方債も減額したものです。

学校教育施設等整備事業については、小中学校におけるICT環境整備事業の事業費減額に伴い地方債も減額したものです。

公共施設等適正管理推進事業については、事業費の実績に伴い減額したものです。

公共土木施設単独災害復旧事業については、起債協議に伴い増額したものです。

公共土木施設補助災害復旧事業については、起債協議に伴い減額したものです。

農林水産業施設単独災害復旧事業については、起債協議に伴い減額したものでございます。

以上が今回の第6号補正予算案の内容でございます。よろしくお願い申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑されます方は、ページ、款項目等を明言の上質疑に入るよう、よろしくお願いいたします。質疑はありませんか。質疑ある方、ありませんか。なしでよろしいんですか。8番、遠藤龍之君。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。一つは、29ページの8款土木費4項住宅費の2目住宅安全対策費で、木造住宅耐震改修工事助成事業補助金の減、この減の理由において、いつもこの減なんですけど、せっかく用意しててね。これ、多分これだけの減だと、この耐震審査つつうんだっけっか。検査つつうんだっけ。というのはちゃんと、その辺の関係も含めて、予算ではそっちも150万だか措置さってたよね。その辺の絡めて。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。ご質問の木造住宅耐震改修工事関係でございますけれども、予算といたしましては、耐震診断と改修工事それぞれ3件分を見込んで当初確保しておりました。これに対しまして、耐震診断に関しましては3件分ですね、フルに申込みがございまして、そちらは全額使わせていただいたところでありますけれども、その診断後にですね、実際に改修工事に移る段になりますと、やはり費用等の問題でですね、なかなか実際の工事に踏み切っていただけない場合等もございまして、今回ですね、今回結果的には工事に関しては申込みがゼロだったということで、その分に関して全て落とさせていただくという形となっております。以上でございます。

8 番（遠藤龍之君）はい、議長。これ、今回の地震で結構ね、うち曲がってるというんでねえな。という被害を受けているところもあるかと思うんですが、その辺の対応を考えたときに、この時点で減額していいものかどうか。もしかすると飛び込みで出てくる可能性も考えられると思われるんですが、今ね、今回のあの地震の被害という、まだ表だけでね、なかなか中までこう調べてねえから、どのくらいのひどさかっていうのはまだ伝わってないところもあるかと思うんですよね。多分にこの2次調査っていうのが入って、そこでこの生まれてくるのかなあ、現れてくるのかなということもありますが、まあ、ね、あと何日しかないからということもあっての対応判断だと思うんですけども、その辺の対応つつうか、考え方も含めて改めてお伺いいたします。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。議員ご指摘のとおりですね、確かに今回の地震におきまして、この耐震、地震対応関係のですね、関心は高まっているものと考えております。新年度予算でもですね、また3件、同様に予算を計上させていただいておりますので、可決されました暁にはですね、これからの時期となりますので、新年度予算のほうでまずは対応していきたいと考えております。以上でございます。

8 番（遠藤龍之君）はい、議長。その下のですね、同じ29ページの土木費都市計画費施設管理費の中で、委託料900万円の減、大幅な減となっているわけですが、この公園施設等の内訳、どの辺がこの大幅に減ってるのかですね。多分これ、当初1,000万、一千何百万くらいの中からの出発かなと思う、ちょっと私の、その辺はどうでもいいんだけども、少なくとも900万もね、減っていることの内容について。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。ご質問の維持管理業務の委託料ですけれども、主なところといたしましては、除草業務の面積……（「あんた、ゴニョゴニョっていつも聞こえねえんだ」の声あり）主な減額要因といたしましては、除草業務の減となっております。その理由といたしましては、まず買取り宅地関係ですね。そちらの、がですね、実際の現地の状況、あと地元の方の声等伺いながら実施している部分ございまして、精算として減になった分が一つ。あと、もう一つがですね、委託料、当初見積りをいただいて予算を計上しておりますけれども、それをですね、実際の人の出面で精算した結果ですね、減になったというこの2点が大きな要因でございます。以上でございます。

8 番（遠藤龍之君）はい、議長。えっとね、あ、雑入だ。学校給食費。まだまだ申し訳ないんですが、14ページですね。雑入、諸収入のうちの雑入の、1目雑入の一番下、学校給食費減673万9,000円、最終的に減っているんですが、これ、多分4,300万から出発していろいろ経費して、実質最終的な額は幾らになっているか。現時点で。この減額後の。

教育総務課長（大和田紀子君）はい、議長。ただいまのお尋ねであります。今回の減の理由といたしましては、コロナウイルス感染に伴う臨時休校、昨年4月、5月の臨時休業と、及び山下中学校のアレルギー室改修のために給食を夏休み中に工事を予定しておりましたが、コロナの関係で夏休みが短縮となったことから、給食の提供日数も多くなったんですけども、工事でもその分も給食を停止した期間もありました。さらに、備品を入れる際にも給食を停止しましたことから、今回、予算書にありますとおり673万9,000円を減額いたしまして、金額といたしましては3,6

70万円余りとなります。以上でございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。この20年度は、令和2年度は、この学校給食費としては、当初4,300万で措置したものが、600万今減額して今の3,600万ということになったかと思うんですが、この4,300万というのはずっと動かなかったんですよね。

何を聞きたいかというのと、4,300万が今回当初5,000万で新年度はですよ、その辺の関係はどうなのかなと。だから、4,300万のね、中身を確認したときに、4,300万から5,000万に上がったということは、それは値上げの中身なのかということを確認したときに、「そうです」という答えもありましたし、いや、違う、値上げは200万、200万っていう数値は俺は聞かねえんだな。教職員の分が当初抜けていたということで、その分がこの5,000万の内訳の1つだというような説明、公式の場であったわけなんですけど、その関係からすると、はっきり言いますと、4,300万動いてないわけですから、この4,300万の内訳の説明、そこに教職員の分は入ってないということになるんですが、この結果を見れば。そうすつとその700万の差の内訳ってどうなんのかなという疑問なんですけど、いかがでしょうか。これ、結果からのつながった質疑ですからね。何か文句言ってるんじゃないですか。

教育総務課長（大和田紀子君）はい、議長。予算審査委員会の中ではちょっと回答があやふやになってしましまして申し訳ございませんでした。こちらの2年度の予算につきましても、教職員の分は含まれております。で、ただいまのご指摘の700万円の差なんですけども、2年度と3年度を比較した際の給食室、給食費の値上げ分と、あと各学校におきまして、例えば授業参観の際に給食参観等を見込んでおりまして、そういった分の予備の分も令和3年度については計上させていただいておりますので、その分も含めての歳入ということでご理解いただきたいと思っております。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。そういう説明でいいんですかということだけにとどめさせていただきます。というのは500万ですからね。ほかの人にこう試食してもらうのが年間で、外部からね、500万だと。今の説明ではですね。そういうことになるんですよ。ということで、今の説明が公式の場での説明だということで、了解いたしました。

議長（岩佐哲也君）ほかに質疑ありませんか。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。13ページの17款2項の不動産売払い収入のところの、とこなんですけども、雑入ですけれども、新市街地土地売払いなんですけども、つばめの杜と坂元の町区って言ったんですけれども、何区画分だったんでしょうか。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。区画数ですが、つばめの杜が1区画、あと町東が3区画になります。以上でございます。

議長（岩佐哲也君）いいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）これで質疑を終わります。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第13号令和2年度山元町一般会計補正予算（第6号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第13号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第13、議案第14号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（伊藤和重君）はい、議長。それでは、議案第14号令和2年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

今回の補正の規模ですが、歳入歳出それぞれ1万円を減額し、総額を17億7,792万4,000円とするものであります。

お手元の議案書5ページをお開きください。

歳入予算からご説明いたします。

第3款国庫支出金第1項国庫補助金になります。第1目災害臨時特例補助金につきましては、国庫補助金の確定により125万4,000円を増額しております。詳細につきましては、原発避難者9世帯11人の窓口負担45万2,000円の減免分とコロナ感染症による税の減免17世帯80万3,000円になります。科目設定分を含め125万5,000円というのが第1目になります。

第5款財産収入第1項財産運用収入第1目利子及び配当金につきましては、財政調整基金利子積立金の減として1万円を減額しております。

第6款繰入金第1項繰入金、初めに第2目一般会計繰入金をご覧ください。国庫支出金等の確定により1,410万8,000円を増額計上しております。詳細については、保険基盤安定繰入金については、低所得者に対する法定軽減分と保険者支援制度分として1,391万6,000円の増額、その他一般会計繰入金として財政安定化支援分の確定に伴って一般会計から繰入れする額19万2,000円を増額計上しております。

先ほどご説明しました第3款臨時特例補助金の125万4,000円と合わせますと、合計で1,536万2,000円の増額となります。これにより、第1目基金繰入金、財政調整基金の取崩し1,536万2,000円を減額するものです。

次に、歳出予算の補正額についてご説明いたします。

6ページをお開きください。

第2款保険給付費第1目一般被保険者療養給付費から第3款国民健康保険事業納付金第1目介護納付金までは、先ほど歳入で説明いたしました国庫支出金の確定に伴う財源内訳の変更となります。

第6款基金積立金第1項基金積立金第1目財政調整については、財政調整基金利子積立てを1万円の減額計上しております。

以上、議案第14号補正予算案の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第14号令和2年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第14号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第14、議案第15号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（伊藤和重君）はい、議長。それでは、議案第15号令和2年度山元町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

今回の補正の規模ですが、歳入歳出それぞれ361万4,000円を減額し、総額を1億7,701万8,000円とするものであります。

お手元の議案書5ページをお開きください。

歳入予算からご説明いたします。

第3款繰入金第1項一般会計繰入金第2目保険基盤安定繰入金につきましては、負担金繰入金の確定によるものです。詳細につきましては、被保険者の法定軽減分として対象人数が少なかったため366万2,000円を減額し、被用者分については、社会保険の被用者が後期高齢者医療に変わり負担が生じるための負担軽減分について対象人数が若干多かったため4万8,000円を増として、合計で361万4,000円を減額計上しております。

ただいまのページの下段6ページになります。

歳出になりますが、第2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、歳入でご説明した361万4,000円の減に伴い、広域連合への負担金を減額計上するものです。

以上、議案第15号補正予算案の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君） 質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君） これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君） 討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君） これから議案第15号令和2年度山元町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君） 異議なしと認めます。

議案第15号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君） 日程第15、議案第16号を議題とします。

本案について説明を求めます。

上下水道事業所長（大橋邦夫君） はい、議長。それでは、議案第16号令和2年度山元町水道事業会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

初めに1、2ページをお開き願います。

収益的収入について申し上げます。

1款水道事業収益2項営業外収益については、新型コロナウイルス感染症対策に係る水道料金の減免に要する経費が確定したことから、係る他会計からの補助金を107万2,000円減額するものです。

次に、資本的支出について申し上げます。

1款資本的支出3項建設改良費については、令和2年6月に消費税の申告を行い確定した特定収入の割合が5パーセント以下であったことから、係る補助金の消費税等に係る仕入控除額を国庫返還するため、44万6,000円を減額措置するものです。

最初のページにお戻りください。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

支出、第1款……。失礼いたしました。収入ですね。収入、第1款水道事業収益107万2,000円減額し、総額4億9,035万7,000円とするものです。

第3条、予算第4条中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,370万9,000円を1億1,415万5,000円に、当年度損益勘定留保資金1億67万2,000円を1億111万8,000円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものです。

支出、第1款資本的支出44万6,000円増額し、総額2億4,822万9,000円とするものです。

第4条、予算第9条中、繰入れする金額を記載のとおり改めるものです。

以上で議案第16号の説明を終わります。よろしくご説明申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第16号令和2年度山元町水道事業会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第16号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）日程第16、議案第17号を議題とします。

本案について説明を求めます。

上下水道事業所長（大橋邦夫君）はい、議長。それでは、議案第17号令和2年度山元町下水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

こちらにも、初めに、1、2ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入について申し上げます。

1款下水道事業収益2項営業外収益は、総務省通知の繰出基準に基づく災害復旧事業に要する経費の事業費確定に伴い、85万円を減額するものです。

次に、支出について申し上げます。

1款下水道事業費3項特別損失については、東日本大震災に伴う修繕費100万円を減額措置するものです。

次に、資本的収入及び資本的支出のうち、こちらについては最初に下段の資本的支出について申し上げます。

1款資本的支出1項建設改良費については、来年度予定しておりました坂元地区外マンホール蓋更新工事について、県との協議の結果、前倒しの調整が整いましたので、係る工事請負費1,000万円を増額補正するとともに、県道相馬亘理線改良に伴う下水道施設撤去工事の不用額500万円を減額措置するものです。

次に、資本的収入について申し上げます。

1款資本的収入4項国庫補助金は、先ほどご説明申し上げた坂元地区マンホール蓋更新工事の財源として500万円を増額措置するものです。

最初のページにお戻りください。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。失礼いたしました。収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入、第1款下水道事業収益85万円減額し、総額6億1,626万円とするものです。支出、第1款下

水道事業費100万円減額し、総額4億9,011万7,000円とするものです。

第3条、予算第4条中、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,089万9,000円を1,135万3,000円に、当年度損益勘定留保資金2億3,440万8,000円を2億3,395万4,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。収入、第1款資本的収入500万円増額し、総額3億8,551万2,000円とするものです。支出、第1款資本的支出500万円増額し、総額6億3,961万9,000円とするものです。

第4条、予算第10条中の繰入れする金額を記載のとおり改めるものです。

以上で議案第17号の説明を終わります。よろしく願い申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第17号令和2年度山元町下水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第17号は原案のとおり決定されました。

議長（岩佐哲也君）ここで暫時休憩とします。再開は13時35分、1時35分にしたいと思います。よろしくお願ひします。

午後0時05分 休憩

午後1時35分 再開

議長（岩佐哲也君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（岩佐哲也君）日程第17、議案第25号を議題とします。

本案について説明を求めます。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。それでは、議案第25号一般国道6号と町道（仮称）新浜諏訪原線との交差接続工事に関する令和2年度契約の締結についてご説明させていただきます。

配布資料No.12、議案の概要をお手元にご準備願ひします。

まず、提案理由でございますけれども、一般国道6号と町道（仮称）新浜諏訪原線との交差接続工事に関する令和2年度契約の締結に当たり、地方自治法の規定に

より議会の議決を要するので提案するものでございます。

内容を順に読み上げます。

1、契約の目的については、記載のとおりでございます。

2、契約の方法については、随意契約となっております。

3、契約金額については、消費税を含みまして5,980万9,200円となっております。

4、契約の相手方でございますが、東北地方整備局長でございます。

5の施工地でございますが、真庭地内でございます。

6、概要でございますが、2項目めの委託工事、延長289.2メートルに対しまして、掘削工、盛土工等の土工、排水工、歩道の表層工、縁石工、防護柵工、交通管理工を実施するものでございます。また、この工事に関連いたします委託事務についても、この契約の中に含まれております。

7番、実施期間でございますが、議決された日の翌日から令和3年3月31日までとしております。

なお、本契約議案については、相手方たる国より事務処理の手続の関係で3月第2週以降の仮契約を求められていたことがございまして、3月10日に仮契約を締結し、追加提案させていただいております。

1枚めぐりまして、別紙図面をご覧ください。

概要に記載しております今回の施工範囲でございますが、図面、平面図、断面図ともに3色に塗り分けられておりますが、今回契約するのはこのうちの水色、青といえますか、水色といえますか、こちらの部分となっております。平面図で言いますと、歩道部分、6号線の西側部分の歩道部分の舗装等、そして6号の東側、新浜諏訪原線の、今現場を見ますと路面の高さよりも高く盛土されていることが見えるかと思えますけれども、これは高く盛土することによって沈下を促進するものでございまして、この余計に盛っている分の盛土を撤去するといった内容となっております。

下の断面図でいきますと、見えますけれども、ちょっと見づらい部分でございますが、左上の青の着色している部分、これは主にこの契約に含まれる内容となっております。

この新浜諏訪原線の国道6号交差部の接続部に関しましては、昨年の1月22日に議決をいただきまして、東北地方整備局に工事を委託する契約を締結したところでございます。標準的な単価で算出いたしました総額1億8,000万円余りのこの契約におきまして、国道本線への右折レーン設置に伴う側溝設置や盛土等の改良工事、舗装工事、そして新浜諏訪原線の国道接続部、この全て、図に戻りますと、黄色、水色、緑色、この全てを実施していただく計画となっております。

しかし、国におきまして、この全体の工事を標準単価で積算の上発注いたしましたところ、入札不調となったため、国では単価の上昇を見据えて工事範囲を縮小の上、見積活用方式を採用いたしまして再度入札を実施いたしました。その結果、当初契約いたしました1億8,000万円余りの契約で施工できるのが、この図面で言いますと黄色の部分、主に道路の下側の幅を広げる、あるいは側溝を設置するといったこの部分までしかできないという結果となりました。そこで、この残りの色

で言いますと水色と緑の部分、この部分について本議案で別途契約の締結を提案するものでございます。

不足分は約1億1,400万円余りとなっておりますので、これは標準、今回契約に関しましては既に一度不調となっておりますので、標準単価ではなく、単価の上昇を見込んだ金額となっておりますが、国の予算の取扱いの関係から、令和2年度分の繰越予算と令和3年度予算分に分けての2回に分けての契約締結を求められておまして、今回提案しているのは、先ほど申しましたように令和2年度繰越予算分の歩道回りの舗装、図で言いますと水色の範囲となっております。

なお、令和3年度予算分の車道回りの舗装等の契約、図で申しますと緑色の範囲につきましましては、次回の定例会で契約議案を提案させていただく予定となっております。国におきまして、この今回の契約の分と次回の契約、可決いただければその分をですね、予算を合わせて改めて別途この水色と緑の部分の施工する工事を発注する予定となっております。

なお、既に契約済みの工事委託、図で申しますと黄色の範囲につきましましては、若干の減額で精算される見込みとなっております、こちらも次回の定例会で専決報告させていただく予定となっております。

これら2件の契約、今回お示ししてる分と来年度、次回の定例会で予定している部分、図面で言いますと水色と緑の部分で、先ほど申し上げましたように合計1億1,400万円余りの事業費が増加いたしますが、これまでの工事発注、主に令和元年度、あと本年度の発注でございますが、これで約1億800万円余りの請負差金が生じておまして、これと相殺するような形で事業費としてはこれまで申し上げてまいりました13億3,500万円の中に収まりまして、収まる見込みとなっております。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。質疑ありませんか。

8番（遠藤龍之君）はい。私の頭の構造がどうなってんのかのほうに問題があるのかなとも思うんですが、まだいまだに理解できないだね。今回の、前回の説明の中で、私がうんと気になってるのは、今言ったね、1億8,300万が2億9,720万になるといふところの疑問なんだけど、それは多分今の中でね、説明してるんだとは思っただけけども、今の説明の中でもまたちょっと理解できないんです。と、まず理解できない、今回出されたこの5,980万9,200円つうのが、どこの部分なんだ、これも説明したと思うんだけども、黄色とか緑とか、あと令和3年度施工分、令和2年度契約、いろいろいっぱい書いてあるんだけども、少なくともこの図面とこの5,980万つうのが、の関係について、取りあえず確認しておきます。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。今回契約を提案しております5,980万円分に関しましては、図面で申しますと水色、ちょっと青のようになっている部分もありますけれども、水色の部分となっております。以上でございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。この総事業費つうのは、ここの部分が総事業費ってなん

だよ、この。それが1億8,300万が、の中にこの5,900万って入っているんだね。俺の理解だと。それが2億9,720万なるんだけど、先ほどの全体の総事業費の中ではその請差が出てきて、全体としては想定どおりつつかね、これまで示された13億の中の範囲でできるんだということという理解ということなんだろうけども、そこから考えればね、問題はないということなんだろうけれども、何をどう確認していいのかもちょっと分かんなくなってるところがあるんですが。これ、分かんねまんま、こいつ賛成していいのかと。いや、悪い意味で言ってるんでねえど。俺自身にこの能力がないのかなと本当にかっかりしているんだけど、今の説明の中で。分かんねえまんまつつ。あの、私の疑問、逆に分かつか。俺の疑問、疑問に答えられつかや。あ、でもこの水色のところが今回のやつだよな。で、総事業費の2億9,720万つつのはどこの部分。どこのとこ言ってるんだか、ちょっとそれ。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。（「2億9,000万の部分」の声あり）はい。総事業費の2億9,700万と言っておりますのが、図面で言いますと黄色と水色と緑、この全てを合わせたものでございます。はい。以上でございます。

議長（岩佐哲也君）そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）これで質疑を終わります。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第25号一般国道6号と町道（仮称）新浜諏訪原線との交差接続工事に関する令和2年度契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第25号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）日程第18. 議案第26号を議題とします。

本案について説明を求めます。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。それでは、議案第26号令和2年度山元町一般会計補正予算（第7号）についてご説明いたします。

まず、今回の補正の規模でございますが、歳入歳出それぞれ4億3,922万3,000円を増額し、総額を152億638万1,000円とするものでございます。

また、歳入歳出予算の補正と併せまして、繰越明許費の補正及び地方債の補正も行っております。

それでは、歳出予算について主なものをご説明させていただきます。

議案書は11ページをお開き願います。

第4款衛生費第2項清掃費でございます。第7目災害廃棄物処理事業費でございますが、1,759万9,000円を計上しております。こちらにつきましては、地震に伴い発生した屋根瓦などの災害廃棄物を処理するための業務委託料として計上するものでございます。財源は、一部国庫支出金でございます。

第6款農林水産業費第1項農業費でございます。第3目農業振興費でございますが、45万円を増額しております。こちらにつきましては、地震により被災したイチゴ施設の復旧支援策として補助するものでございます。

次に、第9目農地復興推進費でございますが、1,600万円を増額しております。こちらにつきましては、県が事業主体として実施する農山漁村地域復興基盤総合整備事業の地区内の復旧のため、負担金を計上するものでございます。財源は、震災復興特別交付税でございます。

第8款土木費第4項住宅費でございます。第1目住宅管理費でございますが、3,740万円を増額しております。こちらにつきましては、地震により被災した町営住宅について、宮城県住宅供給公社に復旧工事を代行してもらうための経費を計上するものでございます。財源は、国庫支出金及び地方債でございます。

第11款災害復旧費第1項公共土木施設災害復旧費でございます。第1目公共土木施設単独災害復旧費でございますが、6,132万8,000円を増額しております。こちらにつきましては、地震により被災した道路、河川及び公園について災害復旧工事請負費を計上するものでございます。財源は、一部地方債及び寄附金でございます。

次に、第2目公共土木施設補助災害復旧費でございますが、1億7,809万円を増額しております。こちらにつきましては、地震により被災した道路及び河川について災害復旧工事請負費を計上するものでございます。財源は、国庫支出金及び地方債でございます。

議案書は12ページのほうをご覧ください。

第2款農林水産業施設災害復旧費でございます。第1目農業用施設単独災害復旧費でございますが、1,200万円を増額しております。こちらにつきましては、地震により被災した農業用施設について災害復旧工事請負費を計上するものでございます。財源は一部地方債でございます。

次に、第3目漁港施設単独災害復旧費でございますが、500万円を計上しております。こちらにつきましては、地震により被災した漁港環境施設や通路などについて災害復旧工事請負費を計上するものでございます。財源は、一部地方債でございます。

次に、第4項文教施設災害復旧費でございます。第1目公立学校施設災害復旧費でございますが、7,300万円を増額しております。こちらにつきましては、地震により被災した各小中学校の修繕料及び坂元小学校、山下小学校、山下中学校の体育館の災害復旧工事請負費を計上するものでございます。財源は、国庫支出金及び地方債でございます。

次に、第2目公立社会教育施設災害復旧費でございますが、749万1,000円を増額しております。こちらにつきましては、地震により被災した中央公民館屋上煙突の仮補強のほか、歴史民俗資料館の補修及び震災遺構中浜小学校の屋根瓦、

駐車場等の補修を行うものでございます。財源は、一部地方債でございます。

次に、第5項その他公共施設・公用施設災害復旧費でございます。第1目勤労青少年ホーム災害復旧費でございますが、25万円を計上しております。こちらにつきましては、地震により被災した勤労青少年ホームの和室天井等の修繕を行うものでございます。

議案書は13ページとご覧いただきたいと思っております。

第3目農水産物直売所災害復旧費でございますが、130万円を計上しております。こちらにつきましては、地震により被災した農水産物直売所「やまもと夢いちごの郷」の修繕を行うものでございます。

次に、第4目行政施設災害復旧費でございますが、1,891万8,000円を計上しております。こちらにつきましては、地震により被災した議場の天井等、役場庁舎の修繕を行うための設計・施工管理業務委託料や災害復旧工事請負費を計上するものでございます。財源は、地方債でございます。

次に、第5目山下地域交流センター災害復旧費でございますが、28万7,000円を計上しております。こちらにつきましては、インターロッキングの沈下について修繕を行うものでございます。

次に、第7項厚生労働施設災害復旧費でございます。第1目民生施設災害復旧費でございますが、600万円を計上しております。こちらにつきましては、つばめの杜保育所及びこどもセンターの壁のひび割れ等の修繕を行うものでございます。財源は、国庫支出金及び地方債でございます。

以上が歳出予算の主な内容でございます。

次に、歳入予算につきましてご説明いたします。

議案書は9ページをお開きください。

第11款地方交付税でございます。こちらにつきましては、1,600万円を増額しております。農山漁村地域復興基盤総合整備事業に係る震災復興特別交付税を計上するものでございます。

第15款国庫支出金でございます。第1項国庫負担金につきましては、1億8,481万9,000円を増額しております。公立学校施設や公共土木施設、公営住宅の災害復旧費の負担金として受け入れるものでございます。

次に、第2項国庫補助金につきましては、1,017万5,000円を増額しております。災害廃棄物処理事業費に係る補助金として受け入れるものでございます。

第16款県支出金でございます。第2項県補助金につきましては、425万円を増額しております。保育所等の児童福祉施設の災害復旧費に係る補助金として受け入れるものでございます。

第18款寄附金でございます。地震による災害復旧に係る寄附金として525万円を受け入れるものでございます。

議案書は10ページをご覧ください。

第19款繰入金でございます。こちらにつきましては、5,562万9,000円を増額しております。財源調整のため、財政調整基金の取崩しを増額するものでございます。

第22款町債につきましては、地方債の補正でご説明いたしますので省略させて

いただきます。

続きまして、繰越明許費についてご説明いたします。

議案書3ページをお開き願います。

記載のとおり、令和3年度に繰り越す事業として16事業追加し、合わせて2億3,000万余でございます。

議案書は4ページのほうご覧願います。

令和3年度に繰り越す事業として、3つの事業について増額変更しております。

続きまして、議案書のほうは5ページをお開き願います。

地方債の補正でございます。厚生労働施設補助災害復旧事業について、限度額を170万円をとして追加しております。

議案書は6ページのほうをご覧いただきたいと思います。

変更の内容といたしましては、公共土木施設単独災害復旧事業については、限度額を5,180万円増額するもの。

公共土木施設補助災害復旧事業については、限度額を1億2,570万円に増額するもの。

農林水産業施設単独災害復旧事業については、限度額を1,290万円に増額するもの。

公立学校施設補助災害復旧事業については、限度額を3,490万円に増額するもの。

一般単独災害復旧事業については、限度額を5,760万円に増額するものでございます。

起債の方法、利率や償還の方法につきましては、変更はございません。

以上が今回の第7号補正予算案の内容でございます。よろしくお願い申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。ありませんか。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。11ページの6款1項9目農地復興推進費、農山漁村云々の1,600万なんですが、この財源をちょっと聞き逃したんですけども、確認します。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。震災復興特別交付税でございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。こいつ、その他のとこさ入んでねえのか、違うのか。一般財源なんのか。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。交付税関係ですと、一般財源に入れて、その後予算書上は……（「これでいいの」の声あり）はい、一般財源という形になります。（「はい、了解です」の声あり）

議長（岩佐哲也君）そのほか質疑ありませんか。

10番（阿部 均君）はい、議長。ええとですね、5ページ、6ページでありますけども、地方債関係です。なぜ財政調整基金がですね、まだまだある中で起債を起す理由をお聞かせ願いたいと思います。また、この起債を起すことによって、国等からの何か支援策が得られるのかどうか。はい、お願いします。

議長（岩佐哲也君）ボタン押してくださいね。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。今回地方債を打つ理由でございますが、交付税措置がされるということで、例えば補助災であれば95パーセント措置されると。あと、まあ単独災でございますが、財政状況等、財政規模等によりますけども、47.5パーセントからそれ以上88.5パーセントの間で後年度交付税措置されることとございますので、有利な形になりますので地方債のほうを活用させていただいております。（「はい、分かりました」の声あり）

議長（岩佐哲也君）そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）これで質疑を終わります。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第26号令和2年度山元町一般会計補正予算（第7号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第26号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）日程第19. 議案第27号を議題とします。

本案について説明を求めます。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。それでは、議案第27号についてご説明させていただきます。

議案書をお手元に準備いただければと思います。

議案第27号損害賠償額の決定についてでございます。

まず、提案理由でございますが、道路施設により生じた自動車事故について損害賠償額を決定するため、地方自治法の規定により議会の議決を要するので提案するものであります。

1、損害賠償額につきましては、2万9,579円となっております。

2、損害賠償の相手方でございますが、町内在住の記載の方でございます。

3、事故の概要についてですが、令和2年7月10日午後1時30分頃、山元町高瀬字天王川地内の町道笠野天王川北線において、除草作業員である相手方が作業場への移動中、現場近くで車両を道路の左端へ寄せ停車する間に、仮蓋となっていた集水ますの上を普通自動車に乗ったところ蓋が破損し、車体の左側前輪が集水ますへ落下したことで左側前輪の足回りに損傷を与えたものでございます。

補足でございますけれども、事故そのものは7月下旬でございますが、実際にこれに関しまして相談を受けたのが11月下旬でございます。その後、必要な手続を進めた結果、資料が整ったのが2月末となりまして、この事の性質上ですね、早急

に額を確定し支払うことが望ましいとの判断から、今回追加提案とさせていただきます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第27号損害賠償額の決定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第27号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）日程第20. 同意第1号を議題とします。

本件について説明を求めます。町長齋藤俊夫君自席で説明願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。同意第1号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明いたします。

現委員の菅野正彦氏は、今年3月31日をもって任期満了となりますので、引き続き同氏を教育委員として任命するに当たり議会の同意を求めるため提案するものでございます。

なお、任期につきましては、令和7年3月31日までの4年間となりますが、みのりプロジェクト推進事業をはじめ教育行政全般に見識を生かした助言が期待できますことから、引き続きのお願いを考えたものでございます。

何とぞご理解の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行うわけですが、本件は人事案件でありますので、山元町議会先例90番により討論を省略します。

議長（岩佐哲也君）これから同意第1号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決します。

お諮りします。

本件はこれに同意することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

同意第1号は同意することに決定しました。

議長（岩佐哲也君）ここでカメラの移動のため暫時休憩とします。

午後2時08分 休憩

午後2時10分 再開

議長（岩佐哲也君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（岩佐哲也君）日程第21．議案第18号から日程第27．議案第24号までの7件を一括議題とします。

議案第18号から議案第24号までにつきましては、3月8日に予算審査特別委員会に付託し、会期中の審査としておりましたが、審査が終了し、報告書が提出されましたので、委員長から報告を求めます。予算審査特別委員会委員長遠藤龍之君登壇願います。

予算審査特別委員会委員長（遠藤龍之君）予算審査特別委員会の審査報告を行います。

本委員会は令和3年3月8日付で付託された議案を審査した結果、下記のとおり決定しましたので、山元町議会会議規則第76条の規定により報告をいたします。

記以下、議案番号、議案名、審査の結果という流れで報告をいたします。

議案第18号令和3年度山元町一般会計予算。審査の結果、可決すべきもの。

議案第19号令和3年度山元町国民健康保険事業特別会計予算。審査の結果、可決すべきもの。

議案第20号令和3年度山元町後期高齢者医療特別会計予算。審査の結果、可決すべきもの。

議案第21号令和3年度山元町介護保険事業特別会計予算。審査の結果、可決すべきもの。

議案第22号令和3年度互理地域介護認定審査会特別会計予算。審査の結果、可決すべきもの。

議案第23号令和3年度山元町水道事業会計予算。審査の結果、可決すべきもの。

議案第24号令和3年度山元町下水道事業会計予算。審査の結果、可決すべきもの。

審査の結果、特に留意すべき意見。

（1）議案第18号令和3年度山元町一般会計予算について。

1点目、小規模保育事業の実施及び学校給食費の値上げについては、説明不足である。これまで随所において見受けられる説明不足を指摘してきたが、解消されていない。今後は、共通理解を深め、各種事業を進めるべきである。

2点目、多くの自主財源を必要とする生活に密着したコロナ禍対応や災害対応を最優先に進めなければならない状況であることから、スポーツ・レクリエーション

複合施設整備調査・基本計画策定業務委託の実施については、持続可能なまちづくりを念頭に置いた基本計画の策定や全体事業費の推計値を早急に示し、協議を重ね熟考し進めるべきである。

以上、報告いたします。

予算審査特別委員会委員長 遠藤龍之

山元町議会議長 岩佐哲也殿

以上で報告を終わります。

議長（岩佐哲也君）これから委員長に対する質疑を行うところですが、予算審査特別委員会は議長を除く全員が所属しておりますので、質疑は山元町議会先例84番により省略します。（「議長、休憩」「休憩」「異議なし」の声あり）

議長（岩佐哲也君）ここで、暫時休憩といたします。再開は2時25分とします。

午後2時15分 休憩

午後2時25分 再開

議長（岩佐哲也君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（岩佐哲也君）ただいま休憩中に、2番、橋元伸一君、9番、岩佐孝子君から、議案第18号山元町一般会計予算に関する、対する修正動議が提出され、これを受理したので、これから議会運営委員会を開催します。

議長（岩佐哲也君）この際、暫時休憩といたします。再開は14時45分、2時45分とします。

午後2時26分 休憩

午後2時45分 再開

議長（岩佐哲也君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（岩佐哲也君）議案第18号山元町一般会計予算に対する修正動議の写しを配布しております。これから修正案について発議者から説明を求めます。発議者を代表して、2番、橋元伸一君登壇願います。

2番（橋元伸一君）はい、議長。2番、橋元伸一です。私は、令和3年第1回山元町議会定例会において、ただいま議題になっております議案第18号令和3年度山元町一般会計予算について、一部修正することを提案いたします。

提出資料をご覧ください。

議案第18号令和3年度山元町一般会計予算に対する修正動議。

地方自治法第115条の3及び山元町議会会議規則第16条第2項の規定により、別紙の修正案を添えて提出いたします。

議案第18号令和3年度山元町一般会計予算の一部を次のように修正する。

第1条中、「76億7,740万4,000円」を「76億6,240万4,000円」に改めます。

第1表歳入歳出予算の一部を次のように改めます。

歳入。19款繰入金2項基金繰入金を1,500万円減額。歳出。2款総務費1項総務管理費も同額の1,500万円減額し、歳入歳出予算の総額をともに1,500万円減額し、76億7,740万4,000円から76億6,240万4,000円に改めるものであります。詳細は、別紙のとおりとなっております。

それでは、提案理由を申し上げます。

今回提案されているパークゴルフ場を含むスポーツレクリエーション複合施設整備調査基本計画策定事業における委託料1,500万円についてですが、山元町は震災後人口が激減し少子高齢化が進み、10年たってもまだまだ復興途上だと考えます。また、現在、世界的に流行している新型コロナウイルス感染症対策により様々な弊害が発生しており、国民みんなが我慢を強いられ、経済的に苦しんでいる住民も多く、宮城県においては昨日の感染者数が過去最多の107名と発表されており、収束にはほど遠い状況は否めません。さらに、2月13日に発生した福島県沖地震により大きな被害を受けた住民の心情を考えたとき、今、この事業を進めるのは時期尚早だと思います。

ましてや、膨大な事業費が予想され、財政面や運営面に対する不安が募る中、総事業費も示されず、将来、町の負担、すなわち町民の負担にならないか心配されるところであります。そのほかにも多くの疑念があり、事業費も財源も示されないままの提案に対し、住民の代表である議員として疑念が解消されないまま賛成することはできません。

福島県沖地震による被災者への支援、避難道路の整備、津波により被災した沿岸部の再生、保育所の定員超過や待機児童の解消、小中学校の給食費や副食費の負担軽減など、ほかに優先すべきことがまだまだあると思います。

さらなる入念な計画のもと、時期を考えて提案すべきではないかと考えることから、このたび発議するものであります。以上です。

議長（岩佐哲也君）これから修正案に対する質疑を行います。発議者に対しての質疑となります。―― 質疑ある方はいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めてよろしいですね。質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第18号山元町一般会計予算に対する討論を行います。討論は、山元町議会先例87番（3）によって、初めに原案賛成者、次に原案及び修正案の反対者、そしてその次、原案賛成者、そして修正案賛成者の順に行います。よろしいですか。質疑はまず初めに原案に賛成者の発言を許します。原案賛成。

7番（竹内和彦君）はい、議長。7番、竹内和彦です。原案賛成の立場から討論いたします。

我が町の地域資源であります坂元の国道6号沿いの民有地11.9ヘクタール、通称、菓匠三全の土地と言われていますけれども、この土地は太平洋を一望できる一等地ということでございます。これまで30年、40年と何も利用されずに眠ったままになっている土地であります。この一等地をいかに活用するか。これで我が町の将来が大きく影響されることとなります。我が町の交流人口拡大をさらに顕著

なものにするには、極めて有効であります。交流人口拡大は地域の活性化と地域経済にも様々影響を及ぼし、これから先、我が町の持続可能なまちづくりということについては、欠かせないことであります。

これまではパークゴルフ単体で検討されてまいりましたが、これでは利用者は一部の人に限られてしまうということから、もっと広く町民に利用されるべきと、そういう思いで今回スポーツレクリエーション複合施設との案が示されました。しかしながら、具体的に何をどうするかは、これは専門家に調査してもらわなければならない。根拠のないいいかげんなことは言えない。幾らかかるのか、採算性はどうか。規模はどれぐらいがいいのか、ね。町の財政との整合性はどうかかなど、様々な角度から検討が必要だと思えます。

そこで今回、令和3年度当初予算に委託調査費を計上することになったわけであり、これからの山元町がどうすべきかの判断は、この調査結果によるところが極めて大であります。よって、この議案第18号には賛成するものです。以上です。

議長（岩佐哲也君）次に、原案と修正案の両方に反対者の発言を許します。（「修正案の…」の声あり）まだ、その後にもた入りますので。原案と修正案の両方に反対という方はいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）なしですね。これで原案と修正案の両方に反対の討論を終わります。

それでは、原案に賛成者の発言を許します。

11番……（「ちょっと議長、おかしいんでない」「議事進行」の声あり）

8番（遠藤龍之君）はい、議長。進め方ちょっとおかしいんじゃないですか。いや、討論、ここにね、討論の交代つつうかね、というのを……（「3回目の下を、色を塗ってるところでもらっていいですか」の声あり）いや、だから、原案賛成2人続くんだよわ。そして、修正案1人でね。そしてまた原案賛成が続くっていうのは、これはまさにそこで基本でね、言っているところの交代、何だ、討論の交代、何て言うんだっけ。ね。それに反するんじゃないかというのが、討論交互の原則。ね。そこからすれば、今の進め方っていうのは問題があるんじゃないですか。ね。原案賛成、原案賛成だと……（不規則発言あり）

議長（岩佐哲也君）私もそれを確認したんですが、事務局のほうで、先例としてそういうことになってるといふ報告があったので……

8番（遠藤龍之君）いや、そんな聞いたことありません。私長年やってますけども。どこでやったか、やってたのかどうかね。

まずは、ここに書いてありますよ。もらったのね。んだけっども、その……（「3枚目の下段」の声あり）んだから見てます。見てます。見てます。ここ……

議長（岩佐哲也君）説明させます。

8番（遠藤龍之君）ここの部分だべ、ねえ。まず、そんでもその前に、基本は討論交互の原則というのがあるんです。それに従って、これはあくまでも、ままです。いた場合の話であって、いないのが分かればやっぱり交互に進めなくちゃならないというのがまさに原則ですよ。じゃ、もしあれだったら、もう一回議運で対応というかね、確認だから。（「休憩」の声あり）

議長（岩佐哲也君） 暫時休憩。再開は3時10分にしますね。3時10分再開とします。

午後3時00分 休憩

午後3時10分 再開

議長（岩佐哲也君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（岩佐哲也君） ただいま議運を開催しまして、議案に対する賛成・反対交互にやるということになりましたので、そのとおりに進めてまいりたいと思います。

したがいまして、ただいま竹内議員が原案に賛成の立場で討論されましたので、次に修正案に賛成の方、修正案に賛成の方の討論を求めます。

1番（伊藤貞悦君） はい、議長。1番、伊藤貞悦です。令和3年第1回定例会に提案された令和3年度一般会計予算の中で、スポーツレクリエーション複合施設整備調査の基本計画策定事業1、500万円の予算について、修正案に賛成の立場から討論いたします。

令和2年第4回定例会一般質問において、町民が望む心身共にリフレッシュできる入浴・休養施設や、親子で過ごせる施設等の建設について考えを述べてきました。3月11日東日本大震災からの復旧創生もゴール目前まで差しかかり、次へのステップを考えてのことでありました。これからのまちづくりを考えたとき、必要不可欠な施設であるとそのようにも考えました。令和2年、昨年はコロナ感染症禍の生活を強いられ、新しい生活様式や感染症を防ぐため我慢と忍耐の一年でもあり、心身のリフレッシュがぜひ必要と考えもしました。

しかしながら、2月13日の福島県沖地震でまた大きく状況が変化しました。今回の予算審査特別委員会における説明において、この整備調査基本計画の根本となることが、誰もが理解できて「なるほど、そのとおり。そのために必要なのか」と納得できるものではありません。逆に納得させるための基礎資料を作るための調査であるとの回答一辺倒でありました。大きな事業の計画には、何をどこにどのくらいの予算で、いつから始まりいつまでに、そして資金計画と将来の見通しなど、最低でも示すべきと考えましたが、それがなかったことが非常に残念です。

町長は、「熟度は高まっている。タイミングは今だ」と話されますが、この予算案作成の時点、いわゆるこの予算案をつくったのは2月13日の地震などは予定、予想もされない段階でのことだったろうと思います。それから時がたち、現在の状況は大きく変化しました。2月13日の地震、被害対策や経済が最優先、先決な問題であろうというふうに私は考えます。町民の心に寄り添う町の施策を考えると、半年または1年先に延ばしても、多くの町民が「よし、今だ」とそのタイミングを待つことも必要であると考え、修正案に賛成するものであります。以上、終わります。

議長（岩佐哲也君） 次に、執行部の原案に賛成者の討論はありませんか。

11番（菊地康彦君） はい、議長。11番、菊地康彦です。原案賛成の立場で討論をいたします。

我が町は震災復興ゴール目前となりましたが、人口減少等により町の衰退が顕著に表れています。それを打破するために、移住・定住促進事業や交流人口増加対策を進め、町の活性化を図ってきました。しかし、人口減少の波は大きく、産直施設、震災遺構に次ぐ次の手だての検討が、検討を急ぐ必要があります。

スポーツ施設においては、山元グラウンドの拡張整備を終え4月から供用が開始され、健康増進と今後のさらなる交流人口への期待も高まっています。多くの町民が町の活性化を期待していることは言うまでもありません。よりこの町に興味を持ち、足を運ばせる、またはこの町に住んでもらう。そのためには守りの姿勢だけでは課題は解決できません。

新たな構想として提示されたスポーツレクリエーション複合施設整備調査基本計画作成事業は、まだ場所も何も決まっていますが、もし坂元地区に計画がなされれば、人口も大幅に減って中学校、保育所を失った地区にはさらなる交流人口拡大、にぎわいの創出が図られ、産直施設や震災遺構といった既存施設との連携がなされ、動線として常磐道山元南インターの活用により、交流とスポーツの拠点としての役割を担うことができる可能性があります。さらに、移住・定住につなげ、住みたい町に選ばれるような効果が出れば、大きく課題は解決になるかもしれません。

しかし、今の段階では何も分かりません。そのためにはどのような施設を造るのか。規模や施設のありようを検討し、それを造るための財源の根拠を示すと同時に、運営経費、維持経理費等を試算し、町に大きな負担がないことを調査しなければ、私は判断が付きません。建設の是非の前に、できるのか、できないのか。大切な税金ではありますが、町の将来を左右するかもしれない事業となるので、明確な判断をするためにも第三者による調査を行うべきと考え、原案に賛成するものです。

議長（岩佐哲也君）次に、修正案に賛成者の発言を許します。—— 討論ありませんか。

6番（高橋真理子君）はい、議長。6番、高橋真理子です。修正案には賛成の立場から討論いたします。

スポーツレクリエーション複合施設整備調査基本計画策定事業において、1,500万円の委託料の予算を計上することは、反対をするものです。計上することには反対をするものです。

町民の誰もが願う大事なことは、心と体の健康であることは言うまでもありません。子供たちには健やかな成長を願い、シルバー世代の方たちは少しでも長い健康寿命を願い、病と闘っている方たちは少しでも早い回復を願い、みんなで、みんな笑顔で安心して暮らせることは誰もが願うことでしょう。

スポーツレクリエーション複合施設構想については、どれほどの町民の健康増進が図れるのでしょうか。交流人口も増え、にぎわいも増すことはよしとして、複合施設の建設はどれほどの町民の願いでしょうか。今回の計画において、一番懸念されることは、事業費と財源です。パークゴルフ場単体から複合施設と計画を変更したものの、示されている最有力候補地に関しては買い取るのか、借地なのか、所有者との具体的な交渉もされないまま、整備調査基本計画策定業務の委託料に1,500万円の予算を計上するということには納得がいきません。本町の財政に関しては、今後、人口減少などによる税収減が見込まれており、今後の対応に町ではいろいろ

な検討を図らなければならないと示しています。これからも起こり得る自然災害に対し、町民の安心・安全を守る計画に係る、町民の安心・安全を守る災害対策費にも注視しなければなりません。計画にかかる多額の事業費など、後世に大きな負債を残すことは避けるべきではないかと思えます。

これから令和4年度拡張・改修事業が予定されている深山山麓少年の森を健康増進と交流の場、憩いと癒やしの場とし、交流人口の増大を図るには坂元中学校跡地の有効活用計画を進めることを望みます。

以上のことから、修正案には賛成いたします。

議長（岩佐哲也君）次に、原案に賛成者の発言を許します。よろしいですか。

12番（高橋建夫君）はい、議長。12番、高橋建夫です。原案に賛成の立場で討論します。

議案第18号令和3年度山元町一般会計予算については、議長から付託され議長を除く全員による予算審査特別委員会で審査し、一部付議した意見はありますが、全員で可決すべきものと決定したものであり、原案に賛成します。

また、予算審査特別委員会で時間を要した、また、ただいま申し上げました付議した意見に関する複合施設整備調査基本計画策定の事業は、復興完遂後の町の持続可能策の重要政策と捉えました。この経緯をさかのぼれば、前産建教育委員会で平成28年よりパークゴルフについて市場性、採算性等、それらの追加調査を行い、その間、ある複合施設のパークゴルフ場も視察し、これらも含め全員協議会へ執行部より説明を受けております。それらの経過を踏まえ、パークゴルフ単独事業より、豊かな自然を限りなく生かした事業、例えば町に一つもない宿泊施設、温泉等々、町民の声を反映した、各議員からこれまでの提言もあり、また、民間企業の力を活用した相乗効果、経済効果が広がる複合的なものであればと思ったのは、私だけではありません。その後、コロナ禍の状況を踏まえ、昨年5月の全協で町長より、翌年に持ち込む申出がありました。また、12月の一般質問も踏まえ、今年1月の現産建教育常任委員会、2月の全員協議会で、町民の健康促進、町の活性化を図るスポーツレクリエーションとして、パークゴルフに加えた複合施設整備調査基本計画策定事業を新年度に予算化する話があったと記憶しております。

また、パークゴルフ関係団体から、平成26年10月以降、本議会定例会まで3回の要望書、そのうち2回は署名活動の結果が含まれているものです。これらの町民の声も決して忘れてはなりません。本予算特別審査会でこの複合施設事業の財政との整合性、立地に関する件、町長の決意、本気度を確認しました。

一方、残っている5パーセントの復興の事業、コロナ感染対策、2月13日福島県沖大地震対策、福祉関連事業、教育関係、環境整備等、どれも大切であります。並行して進めなければならないのです。

問題は、少子高齢・人口減少化の中で復興完遂後の人口の自然減は否めませんが、社会増を目指していく上での本事業はやはり重要政策と思えます。まずは町民のため、交流人口・関係人口拡大のため、そしてこの町の出身者、帰省客の多くの人たちがふるさとを誇りに思えるまちづくりを決して忘れてはなりません。経済効果や民間活力を生かした採算性を踏まえ、皆様が集い、町民から理解される事業となすべく、しかと調査し、基本計画を立てることを改めて求め、原案に賛成いたします。

議長（岩佐哲也君）次に、修正案に賛成者の発言を許します。—— 討論はありませんか。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。9番、岩佐孝子です。

東日本大震災から10年、昨日は県内で107人の罹患者が出た新型コロナウイルス感染症、先月2月13日に発生した福島県沖地震では、道路、崖崩れ、学校の屋根の破損などの公共施設での被害、各家庭でも屋根、壁、ブロック塀、墓地に甚大な被害を生じています。東日本大震災から10年経過しても、まだまだ課題の山積している沿岸部、心の復興が、心の傷跡が癒やされることもなく、置き去りにされてしまっている人たちもいます。コロナ禍で職場を失い、収入の減収に追い込まれている方々も、そしてまた、地震で大きな被害さえも、被害を受けても修繕さえもできず途方に暮れている人たちもいます。

そこで、今回提出されておりますスポーツレクリエーション複合施設整備調査基本計画作成事業1,500万については、今、ここですぐに実施しなければならない事業でしょうか。私はこの事業全てを否定するものでも、反対するものでもありません。しかし、今、目の前に困っている人たちがいます。このことを考えると、優先すべきことは何でしょうか。最優先すべきことは、ここに住んでよかったと思えて安全・安心して暮らせる生活を取り戻すことではないでしょうか。私たち議員は、町民みんなが安心して生活できる環境を整備することです。そこで、私は次の理由から原案に反対し、修正をするものです。

まず、1件目、優先順位を間違わず、事業を実施すべきです。

1点目、福島県沖地震への支援、まだまだ外観からの調査であるため、全壊、大規模半壊はほとんどなく、準半壊、一部損壊が約900件です。でも、室内での調査が始まると、被害はどんどん増加されることが予想されます。町独自の救済、支援をすることが大事ではないでしょうか。最優先すべきだと私は思います。

そして、2点目、何度となく聞きましたが、給食費の値上げ、そして小規模保育事業所設置推進事業、これらについてはやはり説明不足でした。納得はいきません。町長の回答の中で、坂元の行政区長さんはじめ地域の方々から出た意見でさえも検討されることもなく、ただほかの地域からも出ているからと一蹴されてしまっています。いいんでしょうか。給食費だって同じです。今、コロナ禍で働く場を失っている保護者がいます。その人たちを助けるべきではないでしょうか。温かい手を差し伸べるべきではないでしょうか。そして、震災からずっと懸案事項である保育所建設、議会でも早期再建を全員一致で可決、一般質問でも、一般質問で坂元地区行政区長などから提出されている要望書についても質問しました。町長の回答は「ほかの地区からもたくさん提出されている」、そういう回答でした。これは地域の声を無視していると言わざるを得ません。子育てするなら山元町と言いつつも、一極集中ではなく、優先すべきは子育てしやすい環境整備ではないですか。

そしてまた、道合地区に集合住宅を建設しました。あのときの約束は何だったでしょう。四番作道に第2線堤を、そういうふうな約束条件だったはずです。復興事業の一環として取り組まなければならない事業ですし、町道上平浜原線道路改良工事、ここも中浜区にとっては避難道路の大事なものです。狭く、町民バス、通学バスが、スクールバスが通るときに安全・安心を確保できるでしょうか。

2件目です。将来を担う子供たちに負の財産を負わせるべきではないと思います。スポーツレクリエーション複合施設整備調査基本計画策定事業に1,500万円を計上するに当たり、見積りを聴取したとのことでしたが、内容も示さず、相手先からどのようにした金額を示していただいたのでしょうか。判断できません。総事業費、土地の購入、賃貸なのかなど土地取得の方法、整備計画の施設なども示されず、主体性のない計画には賛成できません。

そして、質疑の中で、この複合施設調査、この事業を認められれば整備を進めるという回答がありました。いろんな質疑をしましたが、判断材料には明確なものを示されてはいませんでした。予算金額や計画も示されず、令和3年度に約32億4,000万円の償還金、ピークを迎える10年後、どのような膨大な金額になるでしょう。それに伴う維持管理費、人件費となると、償還金が膨大になり、町政を逼迫してしまいます。人口減少が懸念され、町民税や固定資産税などの町税減少、そして県、国からの地方譲与税交付金交付税も減少傾向が予想されます。基金も枯渇し、子どもや孫たちに膨大な借金を背負わせることになりかねません。自分たちが償還すべきものを次代を担う若者たちに肩代わりをさせることはできません。

そして、議員の皆さん、議会はチェック機能です。それは議員の使命、責任でもあります。私たち議員は、町の今後の町政運営において、条例、予算、決算の重要方針を徹底する議決機関です。二元代表制であり、町的意思決定する機能及び執行機関を監視する機能を担うものとして、住民から直接選挙された長と私たち議員が相互に牽制し合うことにより、地方自治の適正な運営を期さなければなりません。私たち議員は、持続可能なまちづくりを目指し、次代へ不安を与えることはできません。負の財産を残すわけにはいきません。わくわく、どきどき、笑顔あふれる山元町、ないものねだりではなくて、先ほど来からも出ていました、あるものを探し、あるものを生かし、そして再度より多くの声を聞き、建設候補地、整備すべき施設を精査し、課題を解決することにより、よりよいものとなるものと信じています。そういうことから、私は修正案に賛成するものです。

以上、議員各位の皆さん、良識ある判断を望み、ご賛同をお願いいたします。以上です。

議 長（岩佐哲也君）ほかに原案に賛成者、原案に賛成者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐哲也君）これで原案に賛成者の討論は終わります。

議 長（岩佐哲也君）次に、修正案に賛成者の討論はありませんか。修正案に賛成。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。8番、遠藤龍之。

私は、議案第18号令和3年度山元町一般会計予算に対する修正案について、スポーツレクリエーション複合施設整備調査基本計画策定業務委託料1,500万円を削除するとしたこの修正案に賛成の立場から討論を行います。

賛成する理由であります。提案者の提案理由に全く同感であること、2点目は、予算審査の中で多くの疑問が示されましたが、それが解けなかったことでもあります。

一つは、計画調査費として、中期財政見通しの中ででの大玉事業一覧、これは何

回も確認しておりますが、実施計画に相当するものということで確認されております。そこで示されているのは、この複合施設につきましては、令和3年度1,000万円の計上予定でありました。それが、今回はそれに基本計画策定も含めて1,500万、加えて1,500万という提案であります。我々には基本策定までの内容の提案というところまでの説明は受けていません。皆さん、受けていませんよね。

(「はい」の声あり) そのことについてね。という疑問があります。そして、この1,000万から1,500万に至った経緯について、これがその根拠も不明であります。確認しておりますが、いまだ明快な回答はいただいております。この説明では、町長の説明では、1,500万という値段は、値段と言いますか、予算は、見積りの結果1,500万となったんだと。ということは、町がこういう事業の内容で見積もってくださいということでお願いした結果、業者はその中で「ああ、この事業の内容は1,500万だね」ということで決まったのが1,500万なんです、皆さん。ということは、じゃどういうことなのかと。今、もろもろね、皆さんの意見がありました。その中では、総事業費、総予算を確認しても、明快な回答はいまだなされていないわけですが、しかし、この1,500万円の数字から推測する。当然見積もってるわけですから。これこれ、こういう規模でこういう中身の事業の中身だったら、何ぼその調査とそれを基本計画までするのにどのくらいかかるんですか。ということが1,500万ということになってるんですから、そこからある程度推計はできる。

ところが、本来ならば多分そういうのが示されての1,500万であろうかと思いますが、いまだに総事業費、総事業費、総予算、明確にされていない。

議長、ちょっとうるさいからね。ぐずぐず、ぐずぐずって言ってるから。

そして、この計画ではですね、もう既に、既に決まってるんです、流れがですね。令和3年には1,000万円、令和4年には4,000万円、令和5年には1,500万円、総計総事業6,500万、これ予算審査の中で確認したところ、これは実施計画まで含むということなんです。ここで初めて、初めて複合施設整備の事業の全体が明確にされるんです。

しかしながら皆さん、この時点でこの計画ではパークゴルフ場はできてるんです。計画ではですよ。これ、実施計画ですからね。という矛盾を皆さんはどう受け止めるのかということをお訴えたいと。

それからですね、今の賛成の、議論の中で、討論の中で、土地の問題も出ました。菓匠三全というメーカーの土地の活用を強調されて原案に賛成だということですが、しかし、皆さん、この利用・活用についてはいまだ先ほども出ていますが、明確に示されていないんです。買うか、借りるか。あるいは本当に売ってくれるのか、本当に貸してくれるのか。ということも明確にされていません。この土地購入の問題については、正規のこの間の予算審査の中でも確認していますが、正規の期間の中での決定ということにはなっていないんです。ということは、本当にね、この土地が購入、借りることができるのかというのはいまだに不明なんです。不明な中で調査費として1,500万を計上していると。

あの、これ、相手企業をどうこうというわけではなくて、民間の企業ですから、特定の人で一般論として、社会の動向、変動に大きく変わると言いますかね、方針

がね。それが許されてると言うとおかしいですが、この企業はもう30年前、40年前の話なんです。企業誘致した、あそこをね。町があっせんしたといいますか。そして、もう、すぐにその事業に取りかかると、こちらに工場を建てるなりっていうような計画で誘致したわけですが、それが30年、40年で実現できていないという、そういう約束のもとでもできなかったという事実もあるわけです。というのは、仮にそういう約束をしても、本当にそういう売っていただけるのか、貸していただけるのかということも不確定のまま、そうしたそういう相手企業の土地の問題についてはですね、そういう不明、まだ正確に買えるとか、貸していただけるというような話にはなっていないということを訴えたい。確認したいと思います。

それから、2つ目の疑問なんですけど、今も……。パークゴルフ場、これ、先ほど言いましたね。こうしたですね、それから先ほど原案賛成、そして修正案に反対ということ、立場でしょうが、将来を左右する事業であるということを強調されました。こうした意見には、を否定するものではありません。しかし、そういう事業であるからこそ、議論が必要なのではないかと、我々の共通理解が必要なのではないかと、ということをあえて強調したい。これまでの中で、こうした説明なり、それに基づく議論が議会として十分であったかと言われれば、私は十分ではない。当然この調査の前にですね、そういった意見の交換があって、そして「あ、このくらいだったら、調査費、もう調査かけていいだろう」というような、そんな流れになろうかと思えます。しかし、今現時点でそのような状況にはなっていないということも強調しておきたいと思えます。

それから、この大玉事業、この実施計画から推測すると、その事業費がですね、なかなか説明されていないわけですが、6,500万円もの実施計画を考え、という規模で実施計画を委託するというのであれば、そこから当然もう事業費は億の単位ということが考えられます、推測されますし、それから土地購入につきましても、いろいろその、全然この説明していただけないもんですから推測の世界になりますが、これも造成、購入、造成と考えたときには、これも億の世界になるだろうということが、この事業計画から、実施計画、大玉事業の一覧から推測できることであります。こういう、というふうに計画に示されているのにもかかわらず、いまだに総事業費、総予算というのを示されないという大きな疑問、これも伝えておきたい、思います。

こうしてまだまだ疑問が解けないわけですが、多くの疑問がある中で、一般質問でも取り上げておりますが、先ほど来訴えられております新型コロナ禍、先日の福島県沖地震の支援策など、町の新たな対応が求められているとき、また、今議会で多くの議員から、学校給食費の無償化など子育て世帯の負担軽減も目的とする、子育てするなら山元町に見合った施策の展開が求められているとき、今、取り上げられている業務委託料1,500万円、予定されている事業費は貴重な財源であり、こうした情勢のもとではその活用は慎重に取り組むべきであること、また、さらに町長は今議会で職員の働き方について、「余裕がない。膨大な業務に取り組んでいる。コロナ禍、地方分権、災害復旧、地震被害で大変緊張感が強いられている。震災前の平穏な各種提案、受け止められる状況にはない。新たなものに取り組む余裕がない」と明言し、職員の働く厳しい環境を強調しております。皆さん、この話聞

きましたよね。今回提案されている新たな膨大な事業を取り組むことは、町長の考えとも大きく乖離、矛盾するものではないかと私は思っているところであります。

先ほど来、皆さんも強調しておりますが、この事業を全く否定するものではありません、私も。これ、やっぱり時期と状況を考えて取り組む必要があるのではないかと強く思うものであります。今、取り上げなければならない事業かということも大きな理由として、この修正案には賛成し、原案に反対するものであります。

議長（岩佐哲也君）ほかに修正案に賛成者、修正案に賛成者の方はいらっしゃいませんか。討論する。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしですね。

これで修正案に賛成者の討論を終わります。

以上、両方ともなしということで、討論は以上で終了といたします。

議長（岩佐哲也君）これからカメラ移動のため、暫時休憩いたします。

午後3時56分 休憩

午後3時59分 再開

議長（岩佐哲也君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第18号令和3年度山元町一般会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

まず、本案に対する橋元伸一君、岩佐孝子君から提出されました修正案について、起立によって採決を行います。

本修正案に賛成の方は起立願います。修正案に賛成の方は起立。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐哲也君）それでは、修正案に反対の方の起立をお願いします。

〔反対者起立〕

議長（岩佐哲也君）はい、結構でございます。起立同数であります。したがって、採決の結果、賛成、反対が同数でありますので、地方自治法第116条第1項の規定により、私が本修正案に対して採決をいたします。

議案第18号については、3月8日に予算審査特別委員会に私のほうから付託をし、全員での審査を行っていただきました。6日間にわたって審査をした結果、遠藤委員長の報告は可決すべきものと先ほど報告があったところでございます。私の立場からしますと、予算審査特別委員会の報告を尊重すべきと考えまして、議案第18号令和3年度山元町一般会計予算に関する修正案については否決いたします。

議長（岩佐哲也君）次に、原案について、起立によって採決いたします。

本予算18号本予算の原案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。原案に賛成の方

は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐哲也君） それでは、本案に、原案に反対の方の起立を願います。

〔反対者起立〕

議長（岩佐哲也君） これも同数であります。したがって、採決の結果、賛成、反対同数でありますので、地方自治法第116条第1項の規定により、私が本案に対して採決をいたします。

議案第18号については、3月8日に予算審査特別委員会に付託し、私を除く全員での審査をしていただきました。その6日間にわたって審査をした結果、遠藤委員長の報告のとおり可決すべきものとあったことから、予算審査特別委員会の報告を尊重し、議案第18号は可決といたします。

議長（岩佐哲也君） これから議案第19号の討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君） 討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君） これから議案第19号令和3年度山元町国民健康保険特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君） 異議なしと認めます。

議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君） これから議案第20号の討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君） 討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君） これから議案第20号令和3年度山元町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君） 異議なしと認めます。

議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君） これから議案第21号の討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君） 討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第21号令和3年度山元町介護保険事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）これから議案第22号の討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第22号令和3年度亙理地域介護認定審査会特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

静粛に願います。

議長（岩佐哲也君）これから議案第23号の討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第23号令和3年度山元町水道事業会計予算を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）これから議案第24号の討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第24号令和3年度山元町下水道事業会計予算を採決しま

す。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）日程第28．閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

各常任委員会委員長から山元町議会……。静粛に願います。山元町議会会議規則第74条の規定により、お手元に配布のとおり、閉会中の継続調査の申出が提出されております。

お諮りします。

各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

議長（岩佐哲也君）これで本日の議事日程は……（「動議」の声あり）全て終了しました。

（「休憩」の声あり）休憩。（「1人、1人だけ」の声あり）動議賛成。いやいや、何かあんの。休憩。（「休憩ですね」の声あり）休憩です。（「動議」の声あり）んだから、休憩。（「はい」の声あり）何分休憩すればいいのかな。何か、これ……（不規則発言あり）何のあれで休憩なのかという中身についてお尋ねします。

9番（岩佐孝子君）はい。先ほど第18号の議長の採決については、私は非常に疑問を感じました。本来ならば、修正案を出しました。提出しました。そうしたならば、やはり原点に戻るということであれば、それは修正のほうに、修正、議長の議決について私は疑問を感じたので、動議を出しました。以上です。

議長（岩佐哲也君）私は私の責任で採決をしましたので、今のあれは取り上げません。

これで本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第1回山元町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

午後4時10分 閉会
